

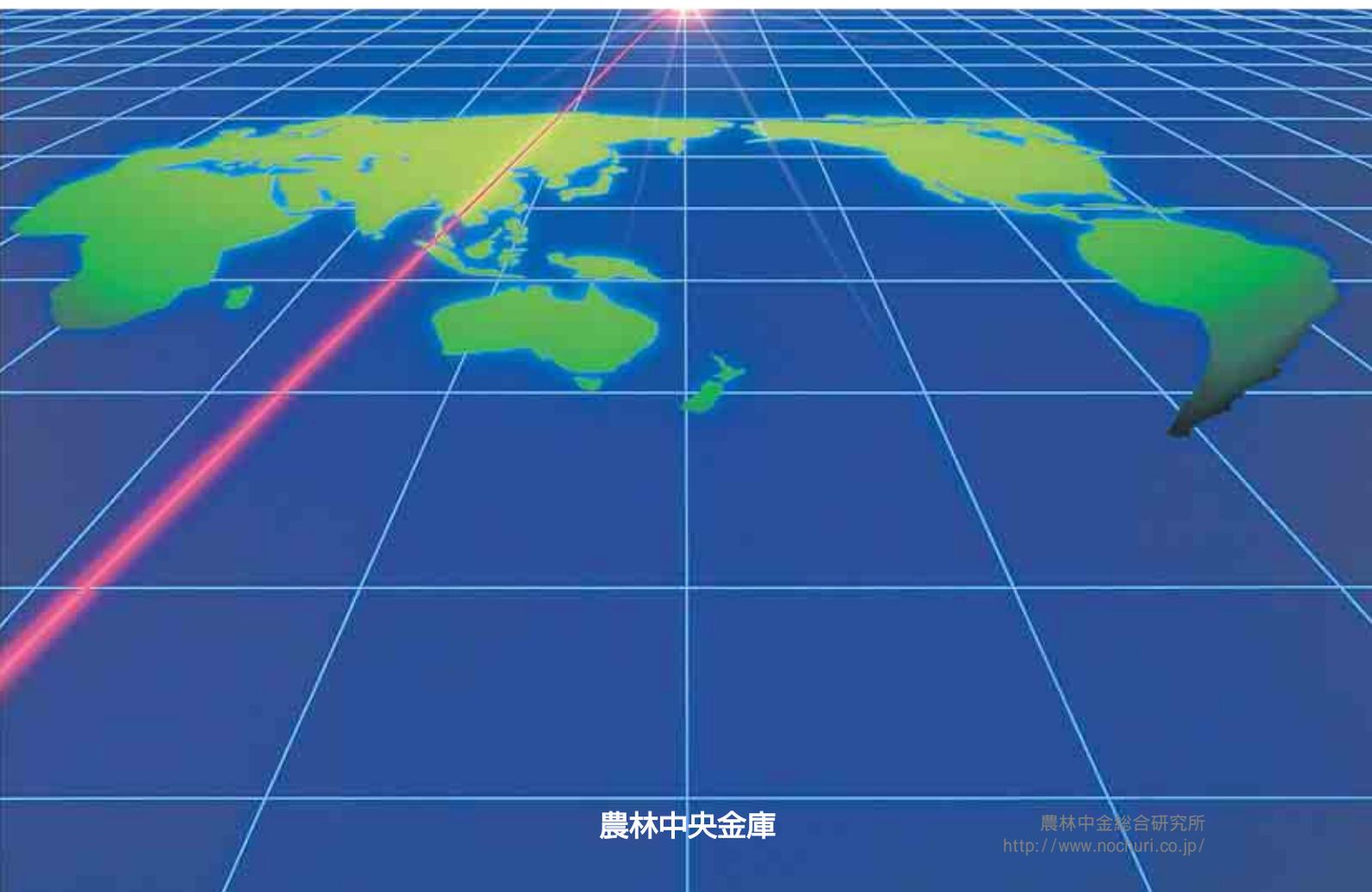
# 農林金融

THE NORIN KINYU  
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2015 **9** SEPTEMBER

## EUの農業政策の動向

- EUの農村振興政策
- EU生乳クォータ制度の廃止と対応策
- 〈講演録〉 EUにおける農業協同組合への支援



## 戦後70年の農協自己改革

2015年の夏は、都心において8日連続で35℃を超える記録的な猛暑となったが、政治を巡る動きも、戦後最長となる9月27日まで延長された通常国会で、国民の高い関心の下に安全保障関連法案の集中審議が行われる熱い状況が続いた。

戦後70年という節目の年に、安全保障と沖縄基地そしてTPPという国家のあり方に関わる三つの問題について、政府が官邸主導による強引とも言えるやり方で米国追従の方針を押し通そうとし、いずれも難しい状況に陥っていることは、極めて象徴的である。

今回の安全保障関連法案を巡る議論のなかで、集団的自衛権を認めるのであれば憲法の改正を正面から国民に問うべきとの意見が一部の憲法学者からあったが、正鵠を射た指摘と考える。世界情勢が、50～70年代の米ソ冷戦時代から80～00年代の米国一強時代を経て、いま米中2大国が相対する時代に急速に移行しつつあることは認めるとして、そうした新たな時代に日本がどのような座標軸をもって臨んでいくかは、小手先のやり方で決めるべき事柄ではない。混迷化する対外情勢を理由に、言論を統制して基本的な議論を封殺し、対症療法的な弥縫策を重ねた挙句、なし崩し的に国家総動員法を成立させて破滅の道を進んだ77年前の過ちを私たちは忘れてはならない。

翻って、JAグループにおいても本年は、3年に一度のJA全国大会が開かれる節目の年に当たっている。今回JAグループは、安倍首相が「60年振りの抜本改革」と自賛する農協法改正を踏まえ、自らによる「改革の道筋」を打ち出すことが求められている。

JAグループでは、諸々の思いを飲み込んだうえで農協法改正案を受け入れることを先に表明し、法案に沿う内容で組織協議案を作成し議論を開始している。今後、10月14日のJA全国大会に向け、各地で組織協議が進められていくことになるが、その際に踏まえておくべき大切なことは、「5年後の検討」といった法案の細部にとらわれて自縄自縛となることなく、原点である農協運動の理念に則して堂々と方針を定めることと考える。

もとより「農業所得増大」は大事なことであり、JAグループが国策と軌を一にして日本農業の成長産業化に取り組んでいくことは今回大会の重要なポイントであろう。ただし、農協は「自助、自己責任、民主主義、平等、公正、連帯」を基本的価値とする協同組合であり、私たち自身が理念として掲げてきたJA綱領に定める目標は、農業者の経済的地位の向上だけではなかったはずだ。

JAグループはこれまで農業と地域社会に根ざした協同組合として、「農業の振興によりわが国の食と緑と水を守り、環境・文化・福祉への貢献を通じて安心して暮らせる地域社会を築く」ことを目標として、様々な事業を行ってきた。私たちは、今回の大切な議論において、この原点を改めて確認し、農業協同組合たることに自信と誇りをもって、総合的な事業の推進を通じて農村・地域における普遍的な価値を守り、人々が安心して暮らせる社会の構築に貢献していくことを高らかに宣言すべきと思う。

戦後70年という節目の年に、JAグループがこれからの日本のためにどのようなメッセージを打ち出すのか、国民そして世界は大きく注目している。

（株）農林中金総合研究所 専務取締役 柳田 茂・やなぎだ しげる）

今月のテーマ

## EUの農業政策の動向

今月の窓

戦後70年の農協自己改革

(株) 農林中金総合研究所 専務取締役 柳田 茂

2014~2020年の新たな枠組み

EUの農村振興政策

平澤明彦 — 2

30年間続いた生産調整の終焉

EU生乳クォータ制度の廃止と対応策

亀岡鉦平 — 19

〈講演録〉 EUにおける農業協同組合への支援

講師 オランダ・ヴァーヘニンゲン大学 農業経済研究所 研究部長  
クライン・J・ポッペ博士

— 34

外国  
事情

ドイツ・バイエルン州の農業支援システム

坂内 久〈一般財団法人 農村金融研究会 主席研究員〉  
清水徹朗

— 46

談話室

家族農業の定義をめぐって

駒澤大学 経済学部 教授 清水 卓 — 32

統計資料 — 58

本誌において個人名による掲載文のうち意見に  
わたる部分は、筆者の個人見解である。

# EUの農村振興政策

—2014～2020年の新たな枠組み—

主席研究員 平澤明彦

## 〔要 旨〕

2013年のEU共通農業政策（CAP）改革によって成立した、2014-20年の新たな農村振興政策について紹介する。

加盟国が諸施策を組み合わせて包括的な農村振興プログラムを策定する仕組みの由来は、農業構造政策が地域政策の総合プログラムに組み込まれた1980-90年代の経験にある。

新たな農村振興政策は、政策間の連携と調和を目指して再び地域政策（結束政策）と共通の制度に組み込まれ、戦略やプログラムに関する基礎的な規定は統一された。ただし、かつてとは異なり、農村振興施策の財源やプログラムの分断は生じていない。また、各国における計画の策定・実施に際しては、広範なステークホルダー（「パートナー」）の幅広い参画が強調されている。

農村振興政策の独自制度においては新しい優先事項が定められたほか、条件不利地域支払いの地域指定見直し（自然地域制約支払い）や、欧州革新パートナーシップへの対応、リスク管理施策の導入などの改正がなされた。

## 目 次

はじめに

(2) 欧州構造・投資基金の共通制度

1 農村振興政策とその改革

(3) 農村振興政策の独自制度

2 農村振興プログラムの沿革

(4) 施策のおもな改正点

(1) プログラムの形成と地域政策

おわりに

(2) 農村振興政策の成立以降

(1) 2013年改革の意義

3 2014-2020年の新制度

(2) 実施状況

(1) 改正の要点

## はじめに

EUでは2000年以来、加盟国共通の農村振興政策を実施している。その内容は多彩であり、条件不利地域対策や農業環境支払いなどの施策はわが国でもしばしば参照されている。

本稿は、現在本格実施へ向けた最終準備が進められている新しい農村振興政策について紹介する。<sup>(注1)</sup> 諸施策を束ねる仕組みが大幅に改正されたため、その内容に重点を置きつつ、個別の施策についてもおもな変更点を整理する。

以下の構成は、まず農村振興政策の概要と沿革、そして2013年改革の要点を述べたうえで、他の政策分野との共通制度と、農村振興政策の独自制度に分けて説明する。

(注1) 詳細は平澤 (2015) を参照。

## 1 農村振興政策とその改革

農村振興政策はEU共通農業政策 (CAP) の一部である。CAPは1960年代以来、EU加盟国における農業政策の大枠を定めている。また、CAPは92年以来数次にわたる改革を続けており、現在は13年に決定された改革 (14-20年) を実施中である。

CAPは大きく分けて2つの柱からなっている。農村振興政策はそのうち第二の柱をなし、CAP予算の23.4% (14-20年)<sup>(注2)</sup> を占めている。他方の第一の柱は市場施策と直接支払いからなる。農村振興政策は第一の

柱に含まれない各種施策を網羅しているが、大まかには競争力・環境・農業以外の経済振興の3分野に分かれる。

農村振興政策は第一の柱と比較して加盟国の裁量が大きく、国や地域の必要に応じた政策を組み立てることができる。その中心となるのが、国ないし地域レベルで所定の各種施策を組み合わせて独自に策定する総合事業計画 (農村振興プログラム) である。

ただしそうした裁量の対価として、加盟国の財政負担も求められる。農村振興政策の財源はEUと加盟国の共同拠出による。

2013年のCAP改革では、農村振興政策が、EUの地域政策である「結束政策」と共通の包括的な制度に統合された。<sup>(注3)</sup>

なお結束政策とは、EU全体の調和のとれた発展のため、後進地域に対する支援を行い、経済的・社会的・領域的な格差の是正を図るものである (EU運営条約174条)。

あらかじめ指摘すると、この改正は05年の農村振興政策改革でなされた結束政策からの独立に対する、ある種の揺れ戻しと見ることができる。その点を明らかにするには、まず従来からの経緯を踏まえる必要がある。

(注2) Council (2013) の予算額による。

(注3) 第一の柱を中心とするCAP改革の概要については平澤 (2014) を参照。

## 2 農村振興プログラムの沿革

1999年に農村振興政策が成立する以前から、その元となった諸施策は存在していた。80年代に、それらの施策を地域ごとに1つ

のプログラムにまとめ上げる過程は、結束政策の下で生じた。しかし、その後成立した農村振興政策は、05年以降結束政策から離れて独自の制度を整備していった。

## (1) プログラムの形成と地域政策

### a プログラム以前の状況

1970年代から、72年の農業構造3指令（農業経営近代化、早期退職奨励、農業職業訓練）を皮切りにCAPの下で様々な施策が導入されて、EUレベルにおける農村振興政策の源流となった。しかし当時は個々の施策がばらばらに運用されているにすぎなかった。

他方、EUの地域政策は地域間格差の是正を目的としており、そのおもな対象である後進地域は、しばしば農村地域と重なる。そのため、農村振興政策は地域政策と相互補完的な関係にあるが、両者の連携はあまりなされていなかった。

### b 総合プログラムの導入

やがて、地域振興の総合プログラムが形成され、そこにCAPの農業構造政策が部分的に組み込まれた。こうして地域政策との連携と、農村振興関連施策の部分的なプログラム化が実現した。

80年から81年にかけて、特定の地域を対象とする総合振興プログラムが導入された。次いで85年には、南欧2か国（スペインとポルトガル）の加盟に備えた地中海総合プログラムがギリシャ、フランス、イタリアで導入された。後者は最長7年間の多年度プログラムであり、各種構造基金（後出）と

加盟国から拠出を受けた。しかしこれらの試みにおいて、基金間の調整は困難であり必ずしも整合性がとれていなかった（Hill (2012) p.167）。

88年の構造基金改革で、予算規模の拡大とともに基金間の連携を改善する改革が打ち出された。後進地域では地域振興計画が、他の農村地域については農村地域振興計画が策定された（規則2052/88）。こうしてCAPの農業構造政策を一部として組み込んだ振興計画が各国で89-93年と94-99年の2期にわたって策定された（石井（2006）94頁）。これによって、農村振興に関する施策の一部が体系的なプログラムを経験することになった。

また、こうした枠組みとは別に、91年からLEADER（Links between Action for the Development of the Rural Economy。略称はフランス語の頭文字）制度が実施された。これは小地域のコミュニティがボトムアップで立案する振興構想に対して、EECから直接資金を提供する制度であった。新たな農村振興手法の発見・普及を意図していた（石井（2006）94頁）。

### c 結束政策における農村地域

こうした動きと前後して、基本条約（EEC設立条約など）の改正により、農村地域は新たな地域政策である結束政策の対象となり、CAPの農業構造政策がそこに部分的に組み込まれた。

その背景は、EUの統合が進み、また加盟国が拡大するとともに、地域間格差の是正

が重要となり、かつ地域政策と農村振興政策の調和・連携が要請されたことである。

EEC設立条約を初めて大幅に改正した単一欧州議定書（87年発効）は、人・財・サービス・資本の移動が自由な「単一欧州市場」の設立（92年末）を定めた。予想された経済格差の拡大加速を防ぐため、後進地域への支援を意味する経済的・社会的「結束」の規定（第5編）がEEC設立条約に追加され、構造基金（欧州農業指導保証基金〔EAGGF〕<sup>(注4)</sup>の指導部門、欧州社会基金〔ESF〕、欧州地域開発基金〔ERDF〕）などによる支援を講ずることが定められた。そのうち欧州農業指導保証基金の指導部門は、CAPの農業構造政策に財源を提供するための機構であった。

また、政策の重点対象となる「最も条件の不利な地域」に農村地域を含むことが、マストリヒト条約（93年発効）による改正で明記された（130a条）。

その後、経済・通貨統合へ向けた経済平準化や04年と07年の中東欧諸国加盟によって、地域間格差の是正は引き続き大きな課題となった。

**(注4)** なお、現行のリスボン条約（09年発効）は従来の規定を受け継ぎ、05年に廃止されたEAGGF指導部門を構造基金に含めている（EU機能条約175条）。

## (2) 農村振興政策の成立以降

### a 1999年のCAP改革による農村振興政策（00-06年）の導入

そして、1999年のCAP改革（アジェンダ2000）により、CAPの「第二の柱」として農村振興政策が確立された。それまでならば

らであった各種の関連施策は、初めてCAPの下で一つにまとめられた。また、全ての地域と施策（石井（2006）96頁）が総合的なプログラム（計画）の対象となった。

新設の農村振興規則1259/1999は、農業構造政策など既存の諸施策を引き継ぐとともに、それらを統合する体系立った仕組みを導入した。加盟国は22の施策を組み合わせ、00-06年の中期計画を立案することができるようになった。

ただし、農村振興政策が成立したとはいえ、このとき後進地域等における施策はまだ結束政策に組み込まれたままであった。そのため、農村振興政策のプログラム（計画）と財源は、いずれも構造基金の目標対象地域によって異なっていた。

後進地域に対する財政拠出は欧州農業指導保証基金の指導部門、それ以外の地域については同保証部門の管轄であった（規則1259/1999第40条。地域によってはいずれかを選択できた）。対象地域によって財源の管轄が異なるため、施策別の拠出実績などの把握は容易ではなかった（Hill（2012）p.171）。

### b 2005年の農村振興政策改革（07-13年）

次いで、05年にいわゆるCAP改革とは別の農村振興政策改革<sup>(注5)</sup>により、農村振興政策の財源やプログラムの制度は一本化され、結束政策から独立した。全てのプログラムの財源を新設の欧州農業農村振興基金（EAFRD）が提供し、また、国ないし地域ごとに単一の農村振興プログラム（07-13年）を策定するようになった。

それと同時に、政策全体の方向づけや運用に関する制度が拡充された。

農村振興政策の目標として、(a) 農林業の競争力改善、(b) 環境・田園 (countryside) の改善、(c) 農村地域における生活の質改善および農村経済の多様化奨励、の3点が定められた(農村振興規則1698/2005〔以下同じ〕第4条1項)。

事業計画の策定には「戦略的方法」が導入された。農村振興プログラムは、EC段階の「共同体戦略指針」と、それに続く「国の戦略計画」(11条)を経て策定された。加盟国は1年おきに戦略計画の進捗報告書を提出した。

国の戦略計画や農村振興プログラムは、「パートナー」との緊密な協力の後に策定される(12条1項、18条1項)。パートナーには、地域や小地域の当局と、経済的・社会的パートナーに加えて、市民社会を代表する主体や、環境団体などのNGO、そして男女平等を推進する主体が含まれる(6条1項(c))。

個別施策は4つの「基軸」(axis)グループに分けられた。基軸のうち3つは、農村振興政策の3目標(上記(a)(b)(c))である。第4の基軸は、新たに農村振興規則に統合されたLEADERであった。各基軸には、それぞれ農村振興プログラムにおける予算配分割合の最低限度(全ての基軸をあわせると50%)が課された(17条)。

このように、農村振興プログラムの形成は、分権的なボトムアップの方法で地域のニーズをくみ上げると同時に、戦略的方法

によってECレベルの優先事項が反映するように設計されている。

また、プログラムの監視・評価についても規定が整備された。各プログラムについて監視委員会が設置され、上記のパートナーが参画してプログラムの監視にあたる(77条、78条)ほか、各国の管理当局が作成し欧州委員会に提出する年次進捗報告書(82条)の承認を行う。また各プログラムは独立した評価者による事前・中間・事後の評価を受ける(84条1項、4項)。なお、共通監視・評価枠組みとして、限られた数の共通指標を定めることとされた(80条)。

(注5) 主要なEU法はCAP財政規則1290/2005と農村振興規則1698/2005。制度の詳細は農林中金総合研究所(2009)を参照。

### 3 2014-2020年の新制度

#### (1) 改正の要点

農村振興政策はその成立以来、EUの中期財政計画である多年度財政枠組み(MFF)に合わせて7年間のプログラムに基づき実施されている。この枠組みの下で、現在の農村振興政策は第3期(14-20年)となる(第1表)。

第3期の制度は、1999年以來14年ぶりにCAP改革の一環として制定されたが、それと同時に、結束政策の改正とも連動している。

2013年のCAP改革に伴って、農村振興政策の財源を賄う欧州農業農村振興基金は、構造基金などとともに欧州構造・投資基金としてグループ化され、基本的な諸規定は全基金共通となった。農村振興政策や結束

第1表 農村振興政策の推移

期間	改革	改革のおもな内容
1980年代～ (成立以前)		地域政策(結束政策)のプログラム(計画)に一部参加
2000-06年 (第1期)	1999年のCAP改革	既存の各種施策をCAPの第二の柱としてまとめ、全ての施策と地域を総合的な中期計画の対象とした。
2007-13年 (第2期)	2005年の農村振興政策改革	基金・計画の一本化(結束政策と構造基金からの分離)、プログラミングの改革(共同体戦略指針、3つの目標と4つの基軸、監視・評価・報告の整備、パートナーの参画拡大)
2014-20年 (第3期)	2013年のCAP改革	構造・投資基金の共通規定(共通戦略枠組み、パートナーシップ協定、プログラム、パートナーが策定に参加、監視・評価、財政管理)、連合の優先事項、サブプログラム

資料 筆者作成

政策は、その財源を提供する基金の規則により定められており、この制度改正は農村振興政策が結束政策と共通の制度に組み込まれたことを意味する。

欧州構造・投資基金にはEU共通のテーマ別目標と共通戦略枠組みが設定され、加盟国はその下で、欧州構造・投資基金を網羅する概要計画であるパートナーシップ協定を策定したうえで、各基金のプログラム(農業振興プログラムなど)を策定することとなった。

また農村振興プログラムの策定にあたっては、従来の基軸による施策分類に代えて、新たな分類の基礎となる「連合の優先事項」が導入され、分野別の予算配分に関する制限は緩和された。また、新たにテーマを絞ったサブプログラムを策定できることとなった。

その一方、農村振興の具体的な施策については、ある程度整理統合され、内容変更や追加がなされたものの、実質的な変更は多くなかった。

おもな改正事項は、後述するとおり、自然等制約地域(旧条件不利地域)の指定基準変更と、リスク管理施策の導入、それに欧州革新パートナーシップへの対応などである。

改革の結果、農村振興政策の制度は、欧州構造・投資資金に共通の基礎的な制度と、欧州農業農村振興基金による独自の制度に分かれた。以下ではそれぞれについて詳細をみていく。

(注6) この間、CAP改革は第一の柱を中心に進められていた。

(注7) 例えば農村振興政策規則の正式名称は「欧州農業農村振興基金(EAFRD)による農村振興助成と、理事会規則(EC) No 1698/2005の廃止にかかる2013年12月17日の欧州議会・理事会規則(EU) No 1305/2013」である。

(注8) 欧州連合(EU)を指す。

## (2) 欧州構造・投資基金の共通制度

### a 共通規定規則

「欧州構造・投資基金」(ESI基金)は5つの基金の総称である。そのうち、構造基金(欧州地域開発基金と欧州社会基金)に結束基金を加えた3基金は、結束政策を担っている。これに欧州農業農村振興基金と欧州海事・漁業基金(EMFF)を合わせたものが欧州構造・投資基金である(第2表)。

第2表 欧州構造・投資基金の構成

欧州地域開発基金(ERDF): 経済・社会的結束を強化	構造基金	結束政策の基金	欧州構造・投資基金
欧州社会基金(ESF): 雇用と社会的包摂を促進			
結束基金(CF): 低開発地域の環境と欧州横断交通網			
欧州海事・漁業基金(EMFF): 海事・漁業政策			
欧州農業農村振興基金(EAFRD): 農村振興政策			

資料 共通規定規則1303/2013の1条を基に作成

共通規定規則1303/2013は、欧州構造・投資基金に共通の方針と、プログラムに関する枠組みを定めている。<sup>(注9)</sup>この規則は、結束政策の3基金のみを対象としていた従来の制度（一般規定規則1083/2006）を拡張して作られた。

欧州農業農村振興基金と欧州海事・漁業基金が加えられたのは、基金間の連携と調和を図るためであり、またこれによって欧州構造・投資基金の総合パッケージが可能となる（規則1303/2013〔以下同じ〕説明条項2, 18）。この規則によって、農村振興政策は05年以來の独立した位置づけから、再び結束政策と共通の枠組みに組み込まれた。

**(注9)** 共通規定規則のうち、農村振興政策を対象とする規定は、欧州構造・投資基金の5基金全てを対象とする第2部が中心である。

## b EUレベルの目標と戦略

欧州構造・投資基金は、EUの成長戦略である「欧州2020」と、各基金の使命に貢献するため、以下に示す11項目のテーマ別目標に従う。また、各基金はそれに基づいて自らの優先事項を設定する（9条）。

- ①研究・技術開発・イノベーションの強化
- ②情報通信技術のアクセス・利用・質の向上
- ③中小企業、農業部門、水産・養殖部門の競争力強化
- ④全ての部門における低炭素経済への移行を支援
- ⑤気候変動適応とリスク防止・管理の促進
- ⑥環境の保全・保護と資源効率の促進
- ⑦持続可能な輸送の促進と、主要なネットワークインフラにおける隘路<sup>あいろ</sup>の解消

⑧持続可能で質の高い雇用の促進と、労働移動の促進

⑨社会的包摂の促進、貧困や全ての差別との闘い

⑩技能と生涯学習のための教育・訓練・職業訓練への投資

⑪公的当局とステークホルダーの組織的能力の向上、および効率的な行政

また、「共通戦略枠組み」（共通規定規則の付属文書I）が策定され、プログラムの作成手順と、EUによる各種介入策の部門間・地域間調整を促進する戦略的指針とを定め、加盟国によるパートナーシップ協定とプログラムの準備を助けることとなった（10条）。

## c 加盟国におけるパートナーシップ協定とプログラムの策定

加盟各国は、パートナーと協力して、欧州構造・投資基金による全ての助成を網羅する概要計画である「パートナーシップ協定」を立案する。その名称はステークホルダー（パートナー）の深い関与を明示しており、従来の「国の戦略計画」よりもその点を重視していることが見てとれる。<sup>(注10)</sup>

また、この協定に基づいて各基金のプログラムを策定する（26条）。プログラムには、欧州2020戦略に貢献するための戦略や、優先事項、欧州構造・投資基金と国の拠出額、プログラムの進捗を評価するための指標（量的ないし質的指標）と達成目標などが含まれる。

プログラムの前提として、様々な制度・体制・計画等の整備状況に関する事前条件

が課されており、加盟国はその履行状況をプログラムの立案過程で評価し、必要に応じて方策を講じなければならない(19条)。

各国においては従来の農村振興政策と同様、多様なパートナーの幅広い参画(多層的ガバナンス)が求められる。その参画範囲は、パートナーシップ協定とその進捗報告書の作成、プログラムの作成と実施および監視委員会への参加である(5条2項)。

また、成果の重視と成長戦略による目標の達成を促進するため(説明条項23)、予算の一部(欧州農業農村振興基金の場合6%)

を取り分け(20条)、所定の成果が出たプログラムと優先事項にのみ支払う(22条)仕組みが導入された。

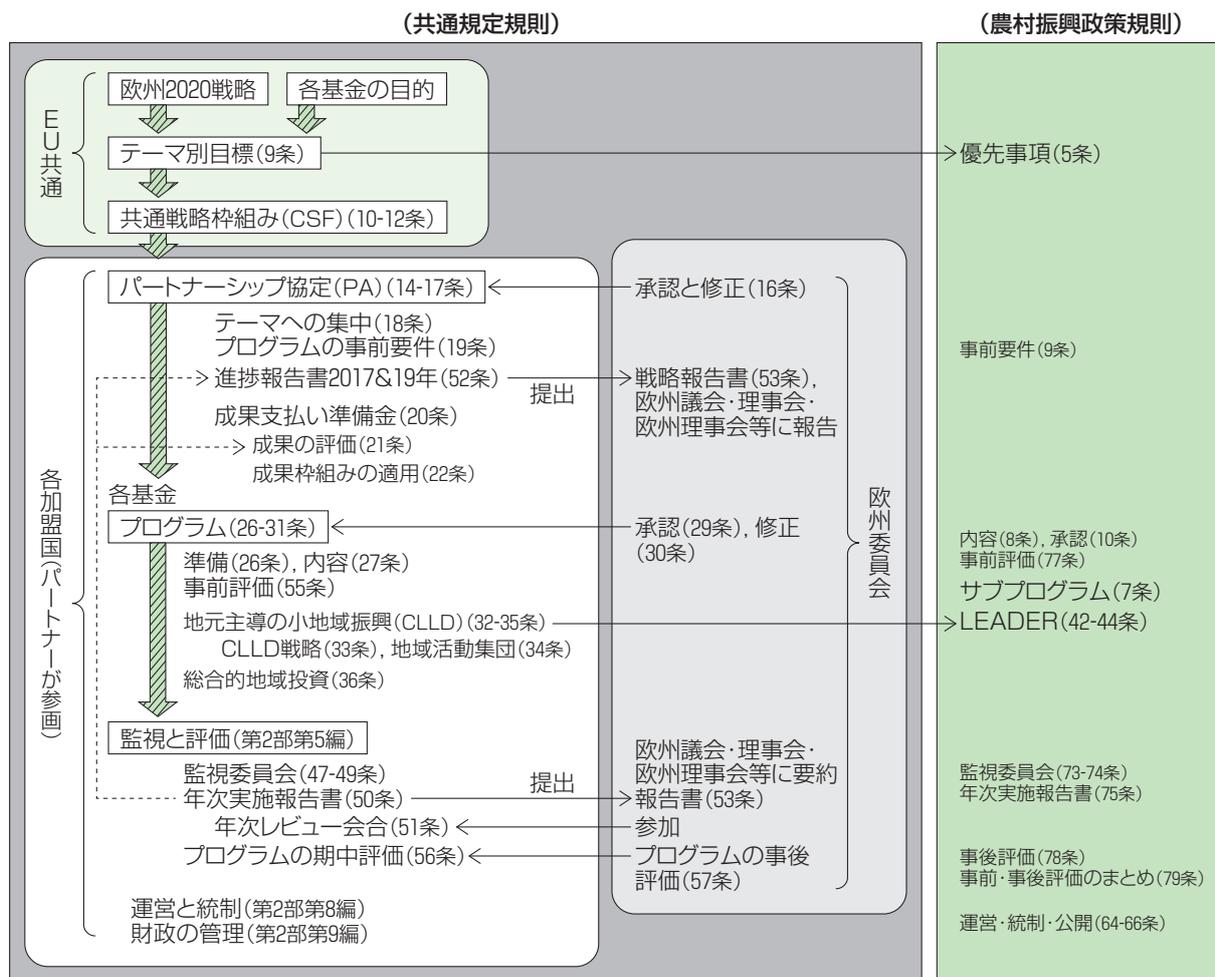
(注10) 条文上の規定も、パートナーとの協力の後に立案することとしていた従来規定(規則1698/2005の12条1項)より強化されている。

#### d プログラムの監視と評価

プログラムの実施状況は当局やパートナーによって継続的に監視され、進捗に関する指標などのデータが収集される。収集されたデータは報告と評価に用いられる。

加盟国は毎年プログラムの「年次実施報

第1図 農村振興政策におけるプログラムの策定・評価・運営の仕組み



資料 共通規定規則1303/2013および農村振興規則1305/2013を参照して作成

告書」(50条)を、また17年と19年にはパートナーシップ協定の実施に関する「進捗報告書」(52条)を欧州委員会に提出する。欧州委員会はその要約を欧州議会や理事会に提出し、また2018年から2年ごとに欧州理事会に進捗の報告資料を提出する(53条)。

各プログラムには事前・期中・事後の評価がなされる。評価はいずれもプログラムの実施に責任のある当局からは機能的に独立した、内部または外部の専門家によって実施される。

#### e 財政手段等

共通規定規則の下では、1つの事業は1つ以上の欧州構造・投資基金ないしプログラム、あるいはその他のEU財政手段から助成を受けることができる(65条11項)。例えば、LEADER(後出のCLLD)は欧州農業農村振興基金以外の欧州構造・投資基金からも助成を受けることができる(32条1項)し、逆に、結末政策の都市振興戦略などで地域総合投資を行う場合は欧州農業農村振興基金やEMFFによる財政支援を補完的に用いることができる(36条1項)。

また、新たに「金融的手段」(financial instrument)<sup>(注11)</sup>の共通規定が定められた。これは出資や、出資に準ずる投資、融資、保証などの総称である。民間資金の流入や、返済・回収された資金の再投入により、財政拠出額を上回る効果が期待されている(説明条項34, 35, 36)。

(注11) この用語は従来、EAFRDなどの基金や欧州投資銀行などEUの「財政手段」を指すのにも用いられてきたので注意を要する。

### (3) 農村振興政策の独自制度

農村振興政策は、共通規定規則を基礎としつつ、新しい農村振興規則1305/2013により独自の規定を定めている。そのおもな内容は農村振興政策に固有の目標や、予算配分、施策などである。

#### a 目的・目標・優先事項

欧州農業農村振興基金の目的は、欧州2020年戦略・EU農業部門の振興・農村地域の振興の3つに対する貢献である(規則1305/2013〔以下同じ〕第3条)。

農村振興に対する助成の目標は以下の3点である(4条)。

- (a) 農業の競争力の涵養
- (b) 持続的な自然資源の管理および気候対策の確保
- (c) 雇用の創出・維持など、農村地域・社会の均衡ある領域的振興の達成

これらはそれぞれ競争力、自然資源・気候対応、地域振興に関するものであるから、その基本的な方向性は旧規則1698/2005の目標(先述)と同様であるが、気候対策や雇用が明示されるようになった。

また、共通戦略枠組みのテーマ別目標を反映した6つの「連合の優先事項」が新たに設定された。各優先事項はそれぞれ、①知識移転・革新、②競争力、③フードチェーン・動物福祉・リスク管理、④生態系、⑤資源効率、⑥雇用と経済振興に関するものである。一見して上記(a)(b)(c)の3目標と重なるところが多く、おおむね優先事項の②、③は目標(a)に、同じく④、⑤

第3表 農村振興の目標と優先事項の対応関係

目標	優先事項
(a, b, c 共通)	①知識移転・革新
(a)競争力	②競争力 ③フードチェーン・動物福祉・リスク管理
(b)自然資源・気候対応	④生態系 ⑤資源効率
(c)地域振興	⑥雇用と経済振興

資料 筆者作成

(注) 項目間の対応関係は筆者の解釈に基づく。

は (b) に、⑥は (c) に対応しているように見受けられる。ただし、優先事項の①は全ての目標に関わる横断的内容と考えられる(第3表)。なお、これに伴い従来の基軸は廃止された。

個々の施策は「特に関わりの深い」優先事項別にグループ分けされた(13条)(第4表)。表現から明らかなように、優先事項と施策の対応関係は絶対的なものではない。施策のグループ分けという点で、連合の優先事項は、従来の基軸と同様の役割を担っている。ただし、従来の基軸による一意的な分類とは異なっている。また、第3表から分かる(目標は従来の4基軸のうち3つに対応)ように、分類の内容は従来からの連続性のある程度保ちつつ、よりきめ細かくなったといえよう。

### b 予算

農村振興政策の予算額は、14-20年の各年について、加盟国別に定められている(58条4項)<sup>(注12)</sup>。加盟国間の予算配分は、多年度財政枠組みの政治合意によってなされた。<sup>(注13)</sup>

EAFRDによる財源拠出の事業費に占め

第4表 農村振興政策の施策(連合の優先事項別)

連合の優先事項	環境
施策	
(1)-(6)のうち複数の優先事項に関わるもの	
15条 助言サービス, 農業経営・農業支援サービス	
17条 物理的資産への投資	△
19条 農業および事業開発	
35条 協同	
42~44条 LEADER	
(1) 農林業と農村地域における知識移転と革新の醸成	
14条 知識移転と情報活動	
26条, 21条1項(e) 林業技術への投資および林産物の加工・利用・販売への投資	
(2) 全ての種類の農業の競争力向上と農場の存続能力向上	
16条 農産物及び食品の品質制度	
(3) フードチェーン組織と、農業のリスク管理の振興	
18条 自然災害および壊滅的事象により損なわれた農業生産能力の回復	
24条, 21条1項(c) 森林火災・自然災害および壊滅的事象による森林への損害の予防および回復	
27条 生産者集団の設立	
33条 動物福祉	
36条 リスク管理	
37条 作物・動物・植物の保険	
38条 動植物疾病と環境災害のための相互基金	
39条 所得安定化施策	
(4) 農林業に関わる生態系の回復・維持・増進および	
(5) 農業・食品・林業部門における資源効率の促進と、炭素排出が少なくかつ気候に対する抵抗力の強い経済への移行支援	
21条1項(a), 22条 植林と森林造成	○
21条1項(b), 23条 アグロフォレストリ経営の設立	○
21条1項(d), 25条 森林の抵抗力, 環境価値ならびに森林生態系の気候変動緩和能力を改善する投資	○
28条 農業環境, 気候対応	○
29条 有機農業	○
30条 Natura 2000および水枠組み指令支払い	△
31~32条 自然ないしその他制約のある地域	○
34条 森林環境・気候サービスと森林保全	○
(6) 農村地域における社会的包摂・貧困削減・経済振興の促進	
20条 農村地域における基礎的サービスと村の再生	
42~44条 LEADER	

出典 農村振興規則1305/2013の付属書VIおよび条文による

(注) 表頭の「環境」は59条6項に基づく予算配分規定(30%以上を環境・気候向けに割り当てる)の対象となる項目。ただし、17条は環境・気候関連の投資のみ該当、30条は水枠組み指令以外が該当。

第5表 EAFRDによる拠出割合の上限

(単位 %)	
対象地域	上限
(a)低開発地域, 最遠隔地域, エーゲ海小島しょ	85
(b)一人当たりGDPが2007-13年のEU25か国平均値の75%未満であったが, 現状はEU27か国平均値の75%以上である地域	75
(c)上記(b)以外の移行地域(一人当たりGDPがEU27か国平均値の75%から90%の間)	63
(d)その他の地域	53

出典 農村振興規則59条3項, 共通規定規則90条2項(c)を基に作成

る割合は, 農村振興プログラムによって, 原則として20%から53%の範囲内で一定に定められる。ただし, 低開発地域や低所得の地域など, いくつかの場合には引き上げが認められている(第5表)。また, それ以外にも, 施策ごとに各種の特例がある。

(注12) これに加えて, 柱間の予算移転による増減がある。また, 直接支払いの高額受給減額分が追加される。これらの措置については平澤(2014)を参照。

(注13) 客観的基準に基づく予算配分が検討されたが, 適切な基準を設定できずに既往の実績等を勘案して配分された。

### c 農村振興プログラム

加盟国は所定の個別施策を組み合わせ, 単一または地域別(あるいはその両方)の総合事業計画である農村振興プログラムを作成する(6条2項)。

農村振興プログラムのおもな内容は, 共通規定規則に定めるものに加えて, 事前評価, SWOT(強み・弱み・機会・脅威)分析, 戦略(連合優先事項の各重点分野に対応する共通指標の達成目標や, 各種施策の組み合わせなど), 事前条件の評価, 成果の評価枠組み, 個別の施策内容, 評価計画(監視を含

む), 財政計画, 各種指標の設定目標, 実施体制, パートナーの参画とその協議結果要旨である(8条1項)。

各農村振興プログラムは, 4つ以上の連合優先事項を取り上げる(5条)。また, 欧州農業農村振興基金からの拠出額のうち30%以上を環境・気候変動対応に, また5%以上をLEADERに割り当てる(59条)。従来の制度では, 4つの基軸全てについてそれぞれ最低割合(合計すると50%)が定められていたので, それに比べて自由度は増している。また, 各優先事項について特に関係の深い施策群が示されている(前掲第4表)とはいえ, それ以外の施策が除外されているわけではないので, その点でも裁量の余地があると考えられる。

農村振興プログラムには, 特定のテーマに対処するためのサブプログラムを含めることもできる(7条)。そのテーマは, (a) 青年農業者, (b) 小規模農業者, (c) 山岳地域, (d) 短縮サプライチェーン, (e) 農村地域の女性, (f) 気候変動緩和・適応および生物多様性の6つが想定されている。サブプログラムはこれらのテーマに応じて, 所定の範囲の施策を利用することができる(第6表)。あるいは, 特定の地域の振興に大きな影響のある農業部門の再編もテーマとすることができる。欧州農業農村振興基金による財政拠出割合は, 上記の(b)(d)(f)については通常より10%ポイント, また(a)(f)における物的資産の投資については20%ポイントの引き上げが可能である。

加盟国は, 農村振興プログラムを欧州委

第6表 サブプログラムの課題分野と個別施策の対応関係

	サブプログラムの課題分野						(該当数)
	青年農業者	小規模農業者	山岳地域	短縮サプライチェーン	農村地域の女性	気候変動緩和・適応および生物多様性	
14条 知識移転・情報に関する取組み	○	○	○	○	○	○	6
15条 助言サービス、農業経営・農業支援サービス	○	○	○	○	○	○	6
16条 農産品・食品の品質制度		○	○	○			3
17条 森林地域振興および森林の存続能力改善への投資						○	1
17条 物的資産への投資	○	○	○	○	○	○	6
18条 自然災害および破局的事態により損なわれた農業生産能力の回復と、適切な予防対策の導入						○	1
19条 農業・事業開発			○		○		2
19条(a)(i) 初めて就農する青年農業者の開業助成	○						1
19条(a)(ii) 非農業活動への投資	○	○					2
19条(a)(iii) 小規模農場の振興のための開業助成		○					1
20条 農村地域における基礎的サービスおよび村の再生			○	○	○	○	4
23条 アグロフォレストリ経営の創設			○				1
27条 生産者集団の設立		○	○	○			3
28条 農業・環境・気候			○			○	2
29条 有機農業						○	1
30条 Natura 2000・水枠組み指令支払い						○	1
31-32条 自然およびその他特定の制約地域			○			○	2
34条 森林の環境・気候サービスおよび森林保全						○	1
35条 協同	○	○	○	○	○	○	6
36条 リスク管理						○	1
42-44条 LEADER		○	○	○	○		4
(該当施策数)	6	9	12	8	7	13	55

出典 農村振興規則1305/2013のANNEX IVを基に作成。条項の番号は筆者の推定

員会に提出し（6条2項）、承認を受ける（10条）。欧州農業農村振興基金は農村振興プログラムを通じて加盟国の農村振興に助成

を行う（6条1項）。

#### d 共通規定規則との関係

すでに見てきたとおり、農村振興プログラムの前提となる共通戦略枠組みやパートナーシップ協定は、もっぱら共通規定規則によっている。また、農村振興プログラムについても、その策定・監視・評価、財政管理、LEADERなどが共通規定規則で規定されている。なお、それらの条文は欧州構造・投資基金全てを対象としているため、長く複雑なものとなった。

さらに、農村振興規則の条文中には、数十か所にわたり共通規定規則の条項への参照があり、それに上乗せする形で農村振興政策の規定が定められている。その範囲は、基礎的用語の定義から農村振興プログラムの策定・運営・管理、LEADER施策などにわたっている。いまや、農村振興政策を理解するうえで重要なそれらの規定内容を把握するためには、両方の規則を参照する必要がある。

全般に、共通規定規則の導入により農村振興政策に関する諸規定が複雑化して分かりにくくなった感は否めないであろう。

#### (4) 施策のおもな改正点

個々の施策のおもな改正内容は以下のと

おり。そのうち欧州革新パートナーシップとリスク管理施策はまったくの新規施策である。

#### a 自然等制約地域支払い

自然等制約地域支払いは、加盟国が指定した地域の農業者に面積支払いを行う制度である(31条)。いわゆる条件不利地域支払いであるが、指定基準の変更を受けて「自然制約およびその他の特定の制約に直面している地域への支払い」(自然制約地域支払い<sup>(注14)</sup>)に改称された。

自然等制約地域には①山岳地域、②山岳地域以外で顕著な自然制約に直面している地域、③特定の制約に影響を受けている地域、の3区分がある。

これらのうち②が改正の対象となった。②は、指定面積の6割を占めながら、EU共通の明確な基準がなかったためである<sup>(注15)</sup>。03年に欧州会計検査院から是正の勧告を受けた(ECA(2003))ものの、05年の農村振興政策改革では対応が間に合わず、積み残しとなっていた(Commission(2009))。

新たに気候・土壌・地形に関する8種類の基準が設けられ、17の指標基準値のうち1つ以上を地域農地面積の60%以上で満たすことが区分②の条件となった(32条)。

しかし、新しい基準では従来制度で②の指定を受けていた地域が少なからず対象外となるため、その救済策として、緩和した基準<sup>(注16)</sup>により、③の特定制約影響地域に含めることができるよう定められた。

(注14) 略称はANC(Area with Natural Constraints)支払い。また、高額受給者には累進減額が課される。

(注15) 定義が曖昧なため各国は異なる基準を定めていた。なお、①については従来から標高・傾斜・緯度の基準が定められている。③は環境・田園維持・観光・海岸線保護のいずれかの理由で土地の管理を要することが条件である。

(注16) 当該地域における農地の60%以上が、指標基準値の1つ以上を満たすか、あるいはそれよりも緩やかな基準値(緩和は20%以内)を2つ以上満たすこと。

#### b 欧州革新パートナーシップ(EIP)

欧州革新パートナーシップ(EIP: European Innovation Partnership)は、研究から実用段階までの関係者が、様々な地理的範囲(EU、国、地域、小地域)においてボトムアップ方式で連携・協力することにより研究と革新<sup>(注17)</sup>を促進する新たな仕組みである。

欧州2020戦略における「革新的欧州連合」構想の一環であり、EUの直面する主要課題に対処するため、5つの分野(高齢化・農業・都市・水資源・原材料)ごとにEU内の研究・革新の取組みを集約して打開策の発見を促進し、また実用化を早め、ひいてはEUの競争力向上を目指している(European Commission(2010) pp.22-23)。EIPは高齢化・農業・都市・水資源・原材料の5つの分野についてそれぞれ設定されている。

農業部門のEIPである「農業の生産性と持続可能性」のおもな課題は、持続可能性と競争力を確保しながら生産の増大を実現することである。

今後、世界の人口と食料需要の増大に応じてEUの農業生産が拡大すれば、自然資源と環境への圧迫がさらに強まる懸念があ

る。そこで、これまでの成長経路を転換し、資源効率が高く温暖化ガスの排出が少ない生産方法により健康的で高品質かつ手ごろな食料・飼料・バイオマス・バイオ原料の生産を確立する必要がある。(European Commission (2010, 2012))

その一方、農業部門では研究成果と革新の実用化に時間がかかりすぎており、また農業の実際的なニーズが十分に科学界に伝えられていない。EIPはこうした現状の改善に資すると期待されている。

EIPは財源・実施・取組みの優先づけ等の面で、既存の政策に依存している。農村振興政策では、EIPのプロジェクト実施主体である事業グループ (operational groups) と、それを支援するEIPネットワークに対する助成が設けられている。

(注17) ここでいう革新とは、新しい着想 (製品・活動・サービス・生産方法・物事の組織化など) で、実際にうまくいくことが判明したものを指す (DG-AGRI (2014) p.3)。

### c リスク管理施策の導入

新設のリスク管理施策は、加盟国が実施する保険・相互基金・所得安定化の各施策に対する助成である。農業者が直面する気候変動や、市場指向のCAP改革と貿易自由化等による環境・市場リスクの増大を緩和する。

保険の対象は、気象や病虫害により農業者が被る作物 (収穫)・動物・植物 (果樹など) の経済的損失である (36条)。

相互基金は、有害な気象、動植物疾病、害虫のまん延、環境事象のいずれかによる

農業者の経済的損失を補償する (36条)。

所得安定化策は、所得が急減した農業者に補償を与える。個々の農業者の年間所得が直前数年間の平均的<sup>(注18)</sup>水準を30%以上下回った場合に支払われ、補償割合は所得減少額の7割未満である (39条)。

(注18) 3年間平均値あるいは5年間のうち最高・最低の年を除いた3年の平均値。

### d 農業環境・気候支払い

農業環境・気候支払いは、環境・気候変動対策に資する農業上の取組みに対する面積<sup>(注19)</sup>支払いである (28条)。従来の名称は農業環境支払いであったが、農業環境対策の多くは気候変動対策にもなるため、農業環境・気候支払いに改称された。直接支払いに<sup>(注20)</sup>導入されたグリーンングの取組要件と重複がある場合は、同一の取組みに対する二重給付を防ぐため減額される。また、従来は農業環境・気候支払いの一部であった有機農業助成が独立した施策となったが、内容は農業環境・気候支払いとほぼ同様である。

(注19) 家畜の地元品種維持に対する頭数支払いもある。

(注20) 詳しくは平澤 (2014) 44~46頁を参照。グリーンングは環境親和化。

### e 小規模農業者向けの施策

小規模農場は新規事業助成の対象となり (19条1項 (a) (iii)), 事業計画の提出を条件として最長5年間まで助成が提供される。その一方、農業の再編を促すため、農場全体を他の農業者に譲渡する小規模農業者にも助成 (年間直接支払額の120% (19条7項)) を行う (説明条項17)。

## f 物的投資の施策一元化

物的投資への助成は、これまで種々の施策に分かれていたが、制度を簡素化し、また総合的な投資を行えるよう、施策が一元化された。また、林業についても同様の措置が取られた（説明条項15, 20）。

## g LEADER

LEADERは、小地域（原則として人口1万人から15万人）の公共・民間両部門の代表からなる小地域活動集団（local action group）が主導して、総合的かつ多部門の地域に根差した小地域振興戦略を実施する（共通規定規則第32条）ものである。

LEADERの規定は大部分が共通規定規則に移され、「地元主導の小地域振興」（CLLD: Community-led local development）制度となった。ただし、農村振興政策における呼称は従来通りLEADERのままである。CLLDは前述のとおり、他の欧州構造・投資基金からも助成を受けることができる。

## おわりに

### (1) 2013年改革の意義

#### a 枠組みの改革

2013年の改革では、農村振興プログラムの策定手順が大きく変更された。農村振興政策は、EU全体の成長戦略である欧州2020戦略に沿って、結束政策や海事・漁業政策との連携を強化するため、欧州構造・投資基金全体の統一的な戦略に組み込まれた。それに合わせて、農村振興プログラムの構

成やその指針は、欧州2020戦略を反映する形に変更された。また、プログラムの策定から監視・評価、管理・運営、LEADERなど多くの要素が農村振興規則から欧州構造・投資基金の共通規定規則へと統合された。

農村振興政策の2005年改革で導入された戦略的方法は、EU段階の戦略を明示して各国のプログラムの方向づけを行った。今回の改革は、そうした仕組みを地域政策（結束政策）など欧州構造・投資基金全体を包含する形で拡張したとみることもできる。

それに対して、農村振興政策の個々の施策については幾つかの追加や変更があったものの、全体として大きな変化はない。それは99年や05年の改革でも同様であった。そもそも、農村振興の各種施策は70年代初めから少しずつ蓄積されてきたものであり、長い歴史を持つものも多い。一挙に大きく変わる性格のものではないようである。

2013年の改革も含めて、農村振興政策の改革はこれまでのところ、おもに諸施策を束ねる仕組みの改革という面が大きいといえよう。

#### b 政策間の連携と独立性

他方、2013年改革は、農村振興政策に結束政策や漁業政策と共通の枠組みが設定されたという点で、99年以前の制度と類似しており、農村振興政策がそれらの政策との連携を強化する道が開けたといえよう。各国のパートナーシップ協定は全ての欧州構造・投資基金を包括した基本計画であり、

また複数の基金による事業助成の制度も用意されている。

とはいえ、政策間の連携が有効に機能するかどうかは実際の運用にかかっている。かつてと比べて今回の制度は政策間の連携を促進する仕組みが強化され、一体性の高まりと相乗効果が期待できるとの見方がある<sup>(注21)</sup>。一方、制度の複雑化に対する懸念もある。制度が複雑化し、かつ他の基金との調整も必要となったため、農村振興政策のプログラム策定等にかかる加盟国政府の負荷はかなり増大しているという<sup>(注22)</sup>。

また、基金間で共通の枠組みが復活したといっても、単純に元に戻ったわけではない。99年以前の制度では、農村振興政策（農業構造政策）の一部だけが構造基金の中に含まれていたのに対して、今回は、農村振興政策全体が構造基金とともに共通の枠組みの下に置かれた。そのため、農村振興政策における財源やプログラムの一元的な性格は維持され、以前のような分断は生じていない。しかも、農村振興政策の目標や優先事項の方向性は実質的に従来と同様であり、欧州構造・投資基金共通規定の下であっても独立性を保っているように見受けられる。

(注21) 14年11月、欧州委員会での聞き取りによる。

(注22) 14年11月、ドイツ連邦食料農業省での聞き取りによる。

## (2) 実施状況

新たな農村振興プログラムの実施は遅れている。まず、CAP改革の実施期間が14-20年であるにもかかわらず、その間際の13年

12月17日まで主要規則の制定がずれ込んだため、新プログラムの実施を1年遅らせて15年からとし、14年中は従来（07-13年）のプログラムを維持することとなった。そのために14年中の農村振興の移行規定に関する規則1310/2013が定められた。

しかし、農村振興プログラムの実施はさらに遅れている。各国は14年中にプログラム案を提出したものの、欧州委員会による承認に予定以上の時間がかかっている。15年8月7日付のAgra Europe誌によると、全部で118ある農村振興プログラムのうち、欧州委員会が承認したものは69であり、全体の6割弱である。欧州委員会は年内に全てのプログラムを承認する意向であるという。

成立から十数年を経て、EUの農村振興政策はさらに進化を続けている。とりわけ、政策分野を越えて総合的な農村振興を目指す取り組みや、ステークホルダー（パートナー）の参画を拡大強化してその意向や知識を反映しようとする姿勢は、わが国にとっても示唆的である。

### <参考文献>

- ・石井圭一（2006）「EUの新たな農村振興政策—理念と現実」『欧州アフリカ地域食料農業情報調査分析検討事業実施報告書』平成17年度農林水産省委託事業
- ・農林中金総合研究所（2009）『平成20年度自由貿易協定調査分析検討事業報告書（対象地域 EU）』農林水産省委託事業
- ・平澤明彦（2014）「EU共通農業政策（CAP）の2013年改革—新制度の概要と成立過程—」『農林金融』67（9），9月号（35～51頁）<http://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n1409re3.pdf>

- 平澤明彦 (2015) 「2014-2020年CAPにおける農村振興政策の概要及び主な変更点」農林中金総合研究所『農林水産省 平成26年度海外農業・貿易事情調査分析事業（欧州）報告書』3月
- フェネル, ローズマリー (1999) 『EU共通農業政策の歴史と展望—ヨーロッパ統合の磁石—』食料・農業政策研究センター国際部会
- 松田裕子 (2011) 「EU農村振興政策」『平成22年度カントリーレポート：EU, 米国』(43~82頁) 農林水産政策研究所
- Commission of European Communities (2009) "Towards a better targeting of the aid to farmers in areas with natural handicaps", COM (2009) 161 final, April 21.
- Council of the European Union (2013) "Multiannual Financial Framework (2014-2020) - List of programmes", 9 April.
- Directorate-General for Agriculture and Rural Development (DG-AGRI) (2014) "Guidelines on Programming for Innovation and The Implementation of The EIP for Agricultural Productivity and Sustainability", Programming period 2014-2020, Updated version, December.
- European Commission (2010), "Europe 2020 Flagship Initiative - Innovation Union", COM (2010) 546 final, 6 October.
- European Commission (2012), "On the European Innovation Partnership 'Agricultural Productivity and Sustainability'", COM (2012) 79 final, 29 Feb.
- European Court of Auditors (ECA) (2003) "Special Report No 4/2003 concerning rural development: support for less-favoured areas, together with the Commission's replies", Official Journal, C 151, pp.1-24, vol. 46, June 27.
- Hill, Berkeley (2012) *Understanding The Common Agricultural Policy*, Earthscan.

(ひらさわ あきひこ)



# EU生乳クォータ制度の廃止と対応策

—30年間続いた生産調整の終焉—

研究員 亀岡鉦平

## 〔要 旨〕

EUで1984年から行われてきた生乳の生産調整政策である生乳クォータ制度は、2015年3月末をもって終了を迎えた。

およそ30年間継続した生乳クォータ制度の廃止が実現した要因として、国際価格の高騰による内外価格差の解消、酪農政策の改革による過剰在庫の解消、生乳クォータ制度廃止後を見越した事前の体制づくりといった点が考えられる。

事前の体制づくりとしては、EUは、EU規則1308/2013に基づき、①生産者と加工業者との契約関係の強化、②生産者の交渉力の強化、③両者を横断した組織の設立、④市況情報の透明性の向上等に取り組んでおり、進捗状況も把握されている。これらの目的は、生産者と加工業者との交渉力格差を是正しつつ、酪農部門の関係を再構築し全体として調和を図ることである。

また、EU酪農の生産動向をみると、国によって増産傾向にある国と減産傾向にある国の差が表出しており、生乳クォータ制度廃止の影響は国によって異なるものと考えられる。

## 目 次

- |                       |                      |
|-----------------------|----------------------|
| はじめに                  | (3) 垂直部門間の組織化        |
| 1 生乳クォータ制度の概要         | (4) 透明性              |
| 2 EU酪農の生産動向           | (5) 諸施策の方向性          |
| (1) 生乳生産量             | 5 酪農部門強化施策の適用状況      |
| (2) 1 経営体当たりの生産規模     | (1) 契約関係の強化          |
| (3) EU全体及び個別国の傾向      | (2) 生産者組織            |
| 3 生乳クォータ制度廃止の背景       | (3) 垂直部門間組織          |
| (1) 価格・所得関連政策の手法変化の影響 | おわりに                 |
| (2) 世界的乳製品需要の高まり      | —生乳クォータ制度廃止の条件—      |
| 4 酪農部門強化施策の内容         | (1) 域内価格と国際価格の格差縮小   |
| (1) 契約関係の強化           | (2) 過剰在庫の解消          |
| (2) 交渉力の強化            | (3) 廃止後を見越した事前の体制づくり |

## はじめに

EU（欧州連合）において1984年から行われてきた生乳の生産調整政策である生乳クオータ制度<sup>(注1)</sup>は、2015年3月末をもって終了を迎えた。同制度はEU域内の生乳生産過剰を解消するために開始された制度であり、終了期限を更新し続けることで今日まで維持されてきた。30年間継続してきた制度が廃止されることで、EUにおける生乳の市場管理政策は大きな転換を迎えることになる<sup>(注2)</sup>。

これにより15年4月以降、生乳に関しては供給管理型の需給調整施策はなくなった。生乳クオータ制度の廃止を機に、EUにおける生乳の市場管理政策の主眼は、法を通じた介入的市場管理から、酪農部門の市場経済への対応力を向上させるための体制づくりへと転換した。そして、そのための具体的方策として、①生乳取引の契約関係強化、②組織化を通じた生産者の加工業者（生乳の買い手）に対する交渉力の強化、③乳製品のサプライ・チェーン全体を包含した協議の場の設置等が進んでいる。これらの取り組みは、生乳クオータ制度の廃止に先駆け<sup>(注3)</sup>て、EUの法律である規則1308/2013に基づいて着手されてきた。

そこで本稿では、生乳クオータ制度の概要等の基本事項を整理した上で、生乳クオータ制度廃止の背景、上述の酪農部門の市場対応力強化施策の内容とその適用状況について整理する。最後に、生乳クオータ制度廃止の条件は何であったのか検討を加える。

**(注1)** 生乳クオータは、生乳生産割当または生乳割当と訳されることもある。

**(注2)** なお、他品目の生産調整政策に関して、砂糖については17年までの実施予定、ワインぶどうについては30年までの実施予定（同年まで各国ごとに年間最大1%作付面積を拡大していく）となっている。合わせて平澤（2014）参照。

**(注3)** 単一CMO規則（規則1308/2013）は、13年12月17日に成立した。CMO（共通市場組織）は市場関連施策の枠組みを指す。同規則は、旧単一CMO規則である規則1234/2007の全面改正法である。この規則1234/2007は、12年に規則261/2012によって部分改正されており、この際に既に本稿で言及する酪農部門の市場対応力強化施策は盛り込まれていた。規則261/2012による部分改正の施行は12年4月2日であり、その時点から本稿で取り上げる生乳クオータ制度廃止後の実定法レベルでの体制づくりが始まったと言える。また、規則261/2012の理解に当たっては、「ミルク・パッケージ」と呼ばれる規則261/2012の法案（European Commission（2010））を踏まえることが有益である。

## 1 生乳クオータ制度の概要

生乳クオータ制度は、1984年に乳製品の構造的過剰を背景として開始された生産調整政策である<sup>(注4)</sup>。基本的な目的は、乳製品の域内過剰を抑止することで、生乳価格の低迷を防ぐことにあった。制度の骨子はおおよそ次のとおりである。まず、毎年度生乳クオータ、すなわち生乳の生産（出荷）可能量を各加盟国レベルで算出・設定する。次に生乳クオータは個々の生乳生産者または生乳の買い手に配分される。生乳クオータの配分先をどちらにするかは国により異なる。年度の終わりまでに、各加盟国レベルにおいて、生乳生産量が生乳クオータ量を超えた場合、課徴金が発生する。その場合は、生産者は超過量に応じた課徴金を負

担することになる。また、生乳クォータ制度は時限立法に基づく制度であり、恒久的に実施することを想定した制度ではなかった（導入当初は5年間のみのものであった）。

生乳クォータ制度の主な特徴は、①クォータという生産許容枠を生産者または加工業者に割り当てること、②生産者の自主的な取組みではなく制定法に基づくものであること、③クォータを超過した場合には課徴金という制裁を伴うこと、といった点である。なお、課徴金は乳価に匹敵する水準に設定された。

（注4）導入当時の根拠法は、EC規則856/1984、857/1984、1371/1984。導入の経緯等については亀岡（2011）を参照。

## 2 EU酪農の生産動向

ここでは、生乳クォータ制度適用下における生乳生産量と1経営体当たりの生産規模（経営規模）について、2000年前後からの推移を確認する。EUは、04年と07年に加盟国が拡大したため、集計値は加盟時期別に分けてみる必要がある。以下本文及び図表中の「既往加盟国」は、04年以前のEU加盟15か国を意味する。同じく「新加盟国」は、04年以降のEU加盟国（中東欧及び南欧島嶼諸国）を意味し、さらに適宜「04年加盟国」（10か国）と「07年加盟国」（2か国）の2つに区分する。

### （1）生乳生産量

まず、生乳生産量（第1表）についてみると、12年時点で既往加盟国の生産量は1.24億トンであり、EU全体の生産量（1.51億トン）の8割強を占めている。既往加盟国の推移をみると、2000年から12年にかけては2.2%増加している。期間を2つに分けて増減率を比べると、2000年から08年の8年間の増減率はマイナス1.1%なのに対して、08年から12年の4年間ではプラス3.3%になっている。09年から行われたソフト・ランディング措置による生乳クォータ量の増加を受けて、生乳生産量が増加したものと考えられる。ソフト・ランディング措置とは、09年度から13年度にかけて各国の生乳クォータ量を毎年1%ずつ増加（イタリアのみ09年度に一度に5%分増加）させるという施策のことである。生乳クォータ制度の廃止によって生乳生産の増加に伴う乳価の下落が予想されたことから、廃止前から緩やかな生産増を誘引し、廃止直後の乳価の大幅な変動を抑制する意図があった<sup>（注5）</sup>。

それに対して、新加盟国のうち04年加盟国に関しては、08年から12年のソフト・ラ

第1表 生乳生産量(2000～2012年)

	00年	04	08	12	増減率				増減量
					00		08		
					12	08	12	12	
EU全体	121.4	142.0	148.5	151.5	24.8	22.3	2.0	3.0	
既往加盟国	121.4	120.4	120.1	124.1	2.2	△1.1	3.3	4.0	
04年加盟国		21.6	22.4	22.4			0.0	0.0	
07年加盟国			6.0	5.0			△16.7	△1.0	

資料 Milk Market Observatory  
（注） EU全体の増加は加盟国の拡大による影響を含む。

ンディング実施中の生乳生産量の増減率は0.0%であり、生産量にはほとんど変化がみられない。既往加盟国が上述のとおり同時期に増加率を高めているのとは対照的である。さらに07年加盟国について08年から12年にかけての増減率をみると、マイナス16.7%となっており、生産量は大きく減少した。

(注5) 詳細は亀岡(2013)を参照。

## (2) 1経営体当たりの生産規模

次に、経営規模の指標としては、1経営体当たり平均乳牛飼養頭数と1経営体当たり平均生乳生産量をみる(第2表)。どちらについても、既往加盟国と新加盟国ともに、1経営体当たりの生産規模は拡大傾向を示している。ただし、既往加盟国と新加盟国の間で相当の差異がある。両者を比較すると、10年時点における1経営体当たり平均乳牛飼養頭数と1経営体当たり生乳生産量のいずれをみても、新加盟国は既往加盟国よりも桁違いに小さく、特に07年加盟国はさらに小さい。その一方、新加盟国の平均

規模拡大は既往加盟国よりも速く、経営規模の格差は少しずつ縮小の方向にある。特に新加盟国で1経営体当たり生乳生産量が急速に増えているのは、乳牛1頭当たり生乳生産量の伸長を反映している。

## (3) EU全体及び個別国の傾向

既往加盟国においては、2000年前後から12年前後までの約10年間で、生乳生産量は微増、1経営体当たりの生産規模は拡大傾向にあり、生乳生産量は大きく変化していないなかで、特定の経営体への集中化が進んでいる。

新加盟国の生乳生産量は、既往加盟国においてソフト・ランディングの開始後に増加率が高まっているのに対して、ほとんど増加していない(04年加盟国)か、むしろ減少傾向(07年加盟国)にある(前掲第1表)。また、既往加盟国と新加盟国の間では経営規模に大きな差があり、新加盟国は経営規模が小さく、特に07年加盟国は非常に小さい(特にルーマニア)。ただし、新加盟国の経営規模は速やかに増大しており、キャッ

第2表 1経営体当たりの平均生産規模(1999~2010年)

(単位 頭, トン, %)

	乳牛飼養頭数						生乳生産量					
	99年	05	07	10	増減率		01	05	07	10	増減率	
					99 10	07 10					01 10	07 10
EU全体	28.1	14.9	9.7	13.6	△51.6	40.2	176.8	92.9	59.1	87.7	△50.4	48.4
既往加盟国	28.1	35.3	37.4	42.4	50.9	13.4	176.8	231.7	247.9	294.8	66.7	18.9
04年加盟国		4.5	5.0	7.1		42.0		21.6	25.3	37.4		47.8
07年加盟国			1.7	2.1		23.5			5.4	7.9		46.3

出典 EU agriculture - Statistical and economic information各年に基づき1経営体当たりの数値を算出  
(注) EU全体の増減は加盟国の拡大による影響を含む。

チアップの過程とみることもできる。

このように新旧加盟国ではソフト・ランディングへの反応や経営の規模に相当の差があることから、生乳クォータ制度の廃止に伴う影響もそれに応じて異なるものとなることが予想される。さらに、国別のデータを確認すると、<sup>(注6)</sup>国によって増産あるいは生産減少が明らかに見て取れる。例えば、増産についてはドイツが目を引き、08年から12年の増減量において、EU全体の増加量約300万トンに対して、ドイツの増加量は約200万トンを占める。それに対して、07年加盟国は、既述のとおり同時期に生産量を減少させている。

既往加盟国の中でもソフト・ランディングを機に増産を進めたドイツ、フランスやイタリアのように生産量の大きい国、デンマークのように1経営体当たりの生産規模が大きい国は生産拠点としての地位を今後も保ち続けると見込まれる。一方で、新加盟国の多くの国々のように、元々の経営規模の小さい国々においては、生産量の減少が既に生じている。

(注6) 詳細は亀岡(2015)を参照。

### 3 生乳クォータ制度廃止の背景

時限的措置であったにもかかわらず、期限延長を繰り返し続け、およそ30年間継続した生乳クォータ制度は、15年3月に廃止を迎えた。期限延長が繰り返されたのは、乳製品の過剰在庫が解消されなかったこと

や、小規模生産者を抱える加盟国の要望があったためである。

ここでは、生乳クォータ制度廃止の背景として、特に重要と思われる価格・所得関連政策の手法変化の影響と世界的乳製品需要の高まりの2点について詳述する。<sup>(注7)</sup>

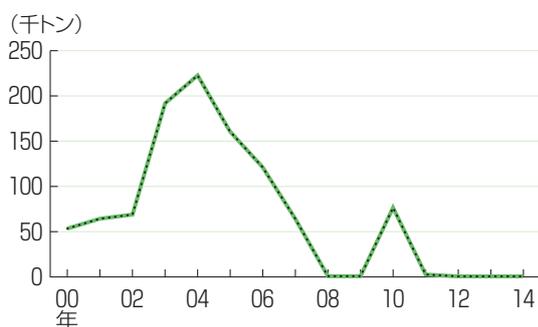
(注7) 亀岡(2013)は、廃止の背景として、①ヘルス・チェックの提起といったCAP全体の方向性との整合性、②生乳クォータ制度の乳価維持機能の低下、③制度運用に係る行政コストの負担感といった点を挙げる。

#### (1) 価格・所得関連政策の手法変化の影響

単一支払いの開始に至る価格・所得関連政策の手法変化が生乳部門に与えた影響を確認する。<sup>(注8)</sup>

まず、乳製品に係る輸出補助金は次第に縮小していき(07年に各品目とも廃止、09年に再開)、EU域内への輸入関税も切り下げられていったという経緯がある。関連して04年からは介入価格が引き下げられ、それに伴い生乳価格も旧介入価格を下回るまで低下した。これに対する補償として、同年から酪農部門が直接支払いの対象となったが、補償水準は介入価格引下げ分の60%程度にとどまるものであった。その後直接支払い規則(規則1782/2003)に基づき、酪農部門に対する直接支払いは07年から単一支払いに統合された。このような価格・所得関連政策の手法変化によって、生産者は生産とは結びつかない形で所得を確保するための制度的裏づけを獲得し、その分だけ生産拡大の動機は弱まった。以上のような政策転換が域内在庫の解消に寄与し(バター

第1図 バターの介入在庫量(各年開始時点)



資料 第1表と同じ

に関して第1図参照), 生乳クォータ制度の導入理由であった域内生産過剰問題も解消していった。

(注8) Silvis, Haib and R. Lapperre (2010) 参照。

## (2) 世界的乳製品需要の高まり

世界的乳製品需要の高まりと内外価格差の解消が生乳クォータ制度の廃止につながった経緯について以下の3点を指摘できる(第2図)。

第一に, EU域内価格と国際価格の関係に関して, EU域内価格が国際価格へと下がっていったのではなく, 国際価格がEU域内

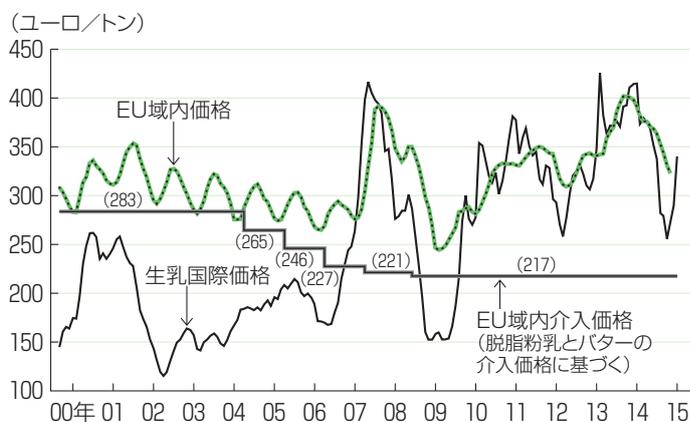
価格まで上がっていったという点を指摘することができる。EU域内価格は, 価格支持制度の下で06年まではあまり大きな変動はなかった。一方で国際価格は07年に約2倍の高騰となり, 初めて両者が交差した。特に, 06年から07年頃にかけての国際価格の値上がりは, BRICs各国の経済成長に伴う乳製品需要の急増と, 中東産油国やアジア諸国等の安定的需要に支えられたものであった。<sup>(注9)</sup> その後も09年を除き国際価格は高水準で推移している。

第二に, 04年以降, EU域内価格はEU域内介入価格を下回っていない点を指摘することができる。04年頃までは, EU域内介入価格がEU域内価格の下限として現実に機能していた。それ以降はEU域内介入価格は順次引き下げられていくが, EU域内価格はそれを上回る価格で推移しており, 現在もEU域内介入価格はセーフティネット的なものとしてなお維持されている。

第三に, 07年以降において, 国際価格とEU域内価格の推移は似た波形を描いており, 両者の間に連動性があることがわかる。今やEUは価格競争力を有しており, 国際価格が域内価格を支えるようになったと考えられる。ただし, そのために国際価格の大きな変動がEU域内価格に反映しやすくなった。

以上から, EUの乳製品の国際競争力について, ①EUの国際競争力獲得の主因となったのは, EU域内での支持価格の切下げというより, 国際

第2図 生乳価格の推移



出典 欧州委員会ホームページから筆者が加筆([http://ec.europa.eu/agriculture/milk-quota-end/infographics/infographic02\\_en.jpg](http://ec.europa.eu/agriculture/milk-quota-end/infographics/infographic02_en.jpg))

価格の上昇という外因であったこと、②元々EUの酪農部門には一定の競争力があり、07年以前も内外価格差は2倍程度におさまっていたため、国際価格の高騰が国際競争力の獲得に結びついたこと、③国際競争力を獲得できた理由は国際価格の上昇という外因にある以上、その外因の状況変化次第で事態は今後大きく変化する可能性があること、といった諸点を指摘することができる。

特に、直近においては14年以来、ロシアによる乳製品の輸入禁止措置がEUの乳製品販売に対して悪影響をもたらしており、EUは単一CMO規則に定められた緊急措置を発動して脱脂粉乳及びバターの公的買入ならびに民間在庫補助の期間を延長しているほか、一部の加盟国を対象として補償支払いを実施した。市場の需給調整機能を重視して輸出を指向するEUの方針は、生乳クォータ制度が廃止された当初から難局に直面している。

(注9)「わが国の乳製品市場動向と国際乳製品相場高騰の背景」『中酪情報』511号、2007年9月、4～9頁参照。

#### 4 酪農部門強化施策の内容

生乳クォータ制度の廃止により、生乳の需給と価格は基本的に市場に委ねられ、市場介入措置は価格が大幅に下落した場合のセーフティネットに限られている。生産自由化の下で、生乳生産者にとっては販路の確保と販売価格の交渉が重要となるが、買い手である川下の加工・流通部門では集中

と寡占化が進んでおり、生乳生産者の立場は弱い。

前述のとおり、生乳クォータ制度廃止に対処するための新たな市場施策は、現行の単一CMO規則である規則1308/2013の中に示されている。同規則における酪農に対する施策は、フードチェーンにおける生乳生産者の地位向上を目指すものであり、契約関係化、交渉力の強化、垂直部門間組織、<sup>(注10)</sup>透明性の4つのキーワードに整理できる。

(注10) 以下は亀岡(2013)の当該箇所の記事に対応しているが、同論文刊行後全面的な法改正が行われており、現行法に対応するための加筆修正が相当程度なされている。

#### (1) 契約関係の強化

契約関係の強化とは、生産者と買い手である加工・流通業者の間で成文契約の締結を促すことである。その意義は、①一定の内容を含む成文契約の締結による生産者交渉上の地位の向上、②経営に関する長期展望の付与である<sup>(注11)</sup>。各加盟国における導入は任意であるが、導入する場合は国内のすべての生乳出荷に対する義務づけが想定されている。

契約関係の強化について、規則1308/2013は、①契約の締結方法(出荷に先立って行われること、書面で行われること)、②盛り込まなければならない事項(Ⓐ価格、Ⓑ価格の算出方法、Ⓒ生乳量、Ⓓ出荷時期、Ⓔ契約期間、Ⓕ支払期間、Ⓖ生乳の集荷または出荷に関する各種取決め、Ⓗ不可抗力が発生した際に適用される諸規定)について定めている(第148条第2項)。ただし、以上の規定の内容

は、生産者が利害を異にする民間の加工業者を出荷先とする場合を想定したものとなっており、出荷先が生産者を基盤とする協同組合であり同等の規定を有する場合は適用されない（第148条第3項）。

（注11）Wocken, Christian und A. Spiller (2009) 参照。

## （2）交渉力の強化

契約に以上の内容を盛り込むためには、生乳生産者と最初の生乳購入者（加工業者）間の交渉が必要だが、現状のまま契約交渉を行うのでは不十分だと考えられている。なぜなら、EUにおける生乳取引はしばしば買い手独占の典型例とみられており、生産者側の交渉力を強化しなければ、契約を締結してもただ交渉力の不均衡を是認するだけになりかねないからである。<sup>（注12）</sup>そこで生乳生産者の交渉力の強化のために示された方法が、生産者の組織化である。

交渉力の強化を目的とした生産者の組織化に関する支援策は、もともと果樹や野菜部門を対象とするものであったが、近年になって対象が拡大された。<sup>（注13）</sup>規則261/2012において酪農部門における生産者組織の規定が初めて設けられ、現行の規則1308/2013においては、同法が対象とする計24の品目群の中に生乳・乳製品が含まれている。生産者組織一般に関しては、第152条第1項が規定しているが、生乳部門に対しては同項ではなく、生乳部門のみを対象とした同第3項が適用される。同項は、加盟国が承認すべき生産者組織の諸要件として、①生産者の発意によって結成された組織である

こと、②生産の計画化と需要との合致、供給の集中・販売、生産費用の合理化・生産者価格の安定化のうち一つ以上の目的を追求する組織であることを定めている。

（注12）Burrell, Alison (2009) 参照。また、生産者と加工業者の間の交渉力格差是正に関する法的問題を取り上げるものとして、森平（2013）参照。同論文は、生産者組織に対するカルテル法の適用除外を前提とする点に特徴のあるドイツ法の議論状況を伝える。

（注13）（注3）を参照。

## （3）垂直部門間の組織化

次に「垂直部門間組織」（inter-branch organization）とは、生産者と加工・流通部門にまたがる横断的な組織である。同組織の組成によって、生産者レベルの組織化だけではなく、川下部門（生乳の買い手）である加工、流通に至るまでの垂直的な連携を実現し、酪農部門全体としての市場適応力を高めることが企図されている。垂直部門間組織は、市場情報の記録・共有、それに基づく販売戦略の構築、品質向上といった取組みを担うものとして構想されている。垂直部門間組織に関する規定も、生産者組織と同様に生乳を含む全24品目に適用される（生乳以外に関しては第157条第1項を適用し、生乳については同第3項を適用する）。

生乳部門における垂直部門間組織に関して定める第157条第3項は、同組織の諸要件（生乳生産及び乳製品の加工・流通関係事業者の代表者からなること、代表者の発意によって形成された組織であること等）を定めるとともに、担うべき具体的な活動内容として、各種市場情報の分析・提供、生乳・

乳製品の消費促進、潜在的輸出市場の探索、品質・環境保護に必要な情報の提供、調査の実施、技術革新等の支援等を列挙する（垂直部門間組織は、これらのうち1つ以上の活動に従事しなければならない）。

#### (4) 透明性

ここでいう「透明性」とは、市況に関する統計情報が生産から加工流通に至る酪農部門において広く共有されている状態を意味している。このような意味の「透明性」の確保は、生乳・乳製品市場が円滑に機能するための条件であり、ここまでみてきた3つの施策が有効に機能するための前提である。そうした情報は川下部分に偏在しがちであり、生乳生産者の立場の弱さにつながっているからである。

酪農部門における「透明性」を実現するための具体的な手段として、欧州委員会はMilk Market Observatoryという名前のインターネット・サイトを14年4月に開設し<sup>(注14)</sup>た。同サイトにおいては主に、①価格等に関する近時の統計、②市場の短期・中期展望、③価格、生産、貿易、在庫等に関する過去の統計（項目によって遡ることができる期間は異なる）、④関係レポートを閲覧・入手することができる。

生乳クォータ制度が廃止されることで、生産量に関する目安は失われる。一方で、今後は輸出を前提とする増産が見込まれるため域内市場に加えて国際市場の動向を踏まえなければならなくなり、生産において考慮すべき要素は増える。そのため、EU

は、市況に関する基礎的な情報を上記サイトを通じて公開することで、生産者の意識を市場に仕向け、適切な生産量に誘導することを目指している。

(注14) [http://ec.europa.eu/agriculture/milk-market-observatory/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/agriculture/milk-market-observatory/index_en.htm).

#### (5) 諸施策の方向性

現行の規則1308/2013が示したのは、売り手である生乳生産者と買い手である生乳加工業者との交渉力格差を是正し、不均衡を是正しつつ、酪農部門全体としての連携を深めるという方向性であった。

まず、生産者の価格交渉力を高めるために生産者の組織化が企図される。そして、十分な交渉力を獲得した生産者は、加工業者と契約を締結し、契約関係を取り結ぶ。

さらに生産者と加工業者が協働する場としての垂直部門間組織が設けられ、酪農における各部門間の連携の基礎となることが構想されている。最後にMilk Market Observatoryが提供する市場情報によって市場の透明性が向上することで、以上の諸点がより適切な形で機能することが期待されている。

また、競争力の劣る地域の生産者の所得に関しては、今後は品目別直接支払いや農村振興政策によって部分的に補われることになる。

## 5 酪農部門強化施策の適用状況

規則1308/2013は、以上において説明し

た施策の評価を14年及び18年に行うことを規定している(第225条b)。この評価は、欧州委員会が行い、欧州議会及び欧州理事会に提出することとされている。そのうち14年に提出された評価(以下「2014年評価」という)は既に公開されている<sup>(注15)</sup>。ここではこの文書に基づき施策の実施状況を紹介する。

(注15) European Commission (2014) 参照。

### (1) 契約関係の強化

2014年評価によると、成文契約を義務化している加盟国は12か国あり、設けられた最低契約期間は、7か国は6か月、3か国は期間設定無し、1か国は1年、1か国は5年となっている(第3表)。

これらに加えて、英国、ベルギー及びドイツでは、生産者と加工業者の間において取引の適正化に関する自主的な規範の定立等が行われており、規則によらずとも生産者の地位を向上・安定化するための取組み

**第3表 義務的成文契約を国内法に基づいて実施している加盟国及び最低契約期間**

加盟国	国内法制定時期	最低契約期間
ラトビア	2009年 9月	-
フランス	11年 4月	5年
イタリア	12年 3月	6か月
スペイン	12年10月	1年
リトアニア	12年10月	-
ハンガリー	12年12月	6か月
スロヴァキア	12年12月	-
クロアチア	13年 6月	6か月
キプロス	13年 6月	6か月
ポルトガル	13年 6月	6か月
ブルガリア	13年11月	6か月
ルーマニア	14年第1四半期	6か月

資料 「2014年評価」を基に作成

がなされている。

また、成文契約の義務化対応の有無は、各国の生乳流通構造に関連している。生乳流通の主要パターンは、生乳の集荷と加工における協同組合の関与の有無に応じて次の3類型に整理できる。

①生乳生産者から生産者系加工協同組合への出荷

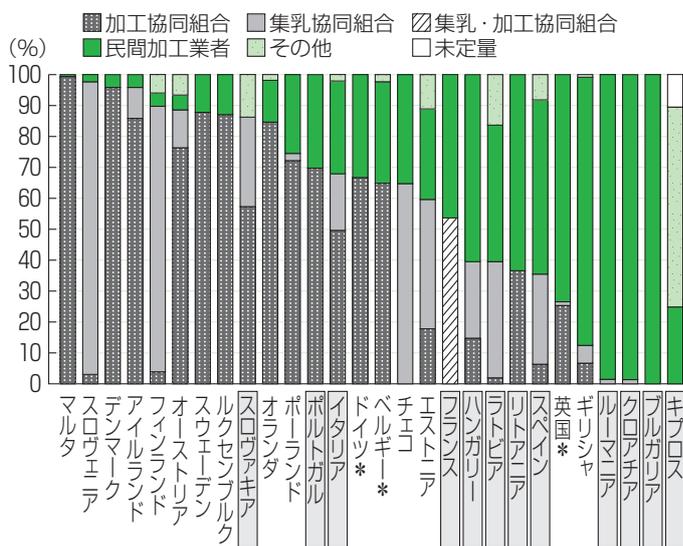
②生乳生産者から集乳協同組合へ出荷され、その後集乳協同組合から民間加工業者(私企業)へ販売

③生乳生産者から民間加工業者への出荷

①の場合、加工業者と生産者自身の関係が近いため(生産者が加工業者を所有する格好になる)、取引に関する合意形成における緊張感は小さいと考えられる。②の場合、集乳協同組合、すなわち、生産者から生乳を集める協同組合が介在する。この組合は、生乳を一手に集めることで加工業者に対する交渉力を強め、生産者にとってより有利な条件を引き出すことを目的としている。③の場合、生乳生産者は直接民間加工業者に対峙することになるため、交渉結果が生乳生産者にとって不利なものになる蓋然性が高まる。

また、生乳の出荷先の割合について国別に整理したのが第3図である。まず、国によって出荷先とその割合は大きく異なることがわかるが、成文契約を義務化している国々(国名を囲っている)は、民間加工業者に対する出荷の比重が大きい国が多い。自主的な規範定立を行っている英国等3か国も含めると、民間加工業者への出荷が5割

第3図 各国における生乳出荷先の割合(2012年)



出典 「2014年評価」の掲載図から筆者が加筆

(注) 1 各組合の性格は以下による。

①加工協同組合：生産者が組織する協同組合で、生乳の加工を行うもの。

②集乳協同組合：生産者が組織する協同組合で、生産者から生乳を集め、加工協同組合や民間加工業者に売り渡すための価格交渉を行うもの。

③集乳・加工協同組合：上記2つを兼ねる協同組合

④民間加工業者：生産者を構成員・母体としない私企業

2 表中の国名について

①□を囲っている国々は、成文契約を義務化している国々。

②\*がついている国々は、成文契約の義務化とは別の独自の対策を講じている国々。

を超える加盟国（第3図においてフランスより右の国々）の中で、契約化に関して何らの対応もなされていないのはギリシャだけである。逆に組合の占有率が高い8か国（第3図においてルクセンブルクより左の国々）はいずれも対策を講じていない。

## (2) 生産者組織

生産者組織に関しても、成文契約化と同様に各国の事情が反映した対応になっており、状況は多様である。

まず現状では、EU全体として228の生産者組織が現状法認されている（内訳は、フランス36、スペイン7、チェコ8、ベルギー2、イタリア32、ドイツ143）。しかしその多くは、

以前から存在していた出荷組合や乳価交渉団体を規則1308/2013に基づく生産者組織として法認したものである。

2014年評価によると、新興国を中心として需要は増加基調にあることから13年から14年前半までの生乳の国際市況は一般的に高乳価で推移しており（前掲第2図）、このことが生産者組織を設立する動機を低下させているという。

## (3) 垂直部門間組織

2014年評価によると、垂直部門間組織が存在する加盟国は、スペイン、フランス、ハンガリー、ポルトガルの4か国である。

以上2014年評価において示された規則の適用に係る現状をまとめると、

①成文契約の義務化は12か国においてなされたこと、②定められた契約期間は6か月という必ずしも長期間とは言えない設定が多いこと、③成文契約の義務化は、民間加工業者への出荷割合の高い国に集中していること、④生産者組織は現状6か国において228組織あり、従来からある組織が法的根拠を変化させたものが多い一方、新規に結成されたものもあること、⑤今後の生産者組織の組成は乳価動向に関連すると考えられていること、⑥垂直部門間組織は4か国に存在することが分かった。

## おわりに

### —生乳クォータ制度廃止の条件—

生乳クォータ制度の廃止後において、EUは酪農部門の国際市場への適応力を高めるための体制づくりを進めている。そのため、制定された規則1308/2013の内容は、生乳生産者と加工業者の間の対立を緩和しつつ、EU酪農部門全体としての市場競争力の獲得を図ろうというものであった。同規則の適用は既に進んでおり、本稿で取り上げたように、適用状況に関する公式のレポートも出されている。

生乳クォータ制度の廃止が実現したのには、いくつかの条件があると考えられる。以下市場環境と政策対応の両面について整理し、むすびとしたい。

#### (1) 域内価格と国際価格の格差縮小

第一に、域内価格と国際価格の格差が縮小し、輸出による需給調整の道が開けたことが挙げられる。

ただし、域内価格と国際価格の格差縮小は、主に国際的需要増等を背景とした国際価格の高騰という外因によっている。それに比べて介入価格の引下げによる寄与は小さい。また、EUはなおもセーフティネット的な域内介入価格を維持している。そして、内外価格差がそれほど大きくはなかったことも、国際価格の高騰時に輸出競争力を獲得できる重要な前提条件であった。

#### (2) 過剰在庫の解消

第二に、それまでのCAP改革が過剰在庫の減少に貢献した点が挙げられる。CAP改革に伴う価格・所得関連施策の転換が、生乳クォータ制度廃止の条件づくりに寄与した側面がある。

#### (3) 廃止後を見越した事前の体制づくり

第三に、生乳クォータ制度終了に向けて、複層的な準備がなされてきた点が挙げられる。

まず、ミルク・パッケージを反映した規則261/2012及び現行の単一CMO規則である規則1308/2013を生乳クォータ制度廃止に先駆けて適用し、酪農部門の体制づくりがなされてきた。また、ソフト・ランディングも廃止の準備の一環としてなされてきた取組みの一つである。これらの取組みの背後には、たとえ在庫が解消し域内需給状況が改善されても、それによって望ましい市場状況がおのずと導出されるわけではないという政策担当者の認識があると考えられる。生産過剰や輸出可能性といった問題とともに、生産者と加工業者の間の交渉力格差問題等にもEUは心を砕いており、制度廃止後に備えた市場環境の整備がなされてきた。

ここで重要なことは、新しい酪農部門のあり方として提示されたのが、生産者あるいはフードチェーンの組織化であったことである。これは酪農部門をそのまま市場にさらけ出すことは現実的ではないという基本認識に基づくものと考えられる。今後は

生産者組織や垂直部門間組織といった組織体が、フードチェーンの適正化や国際競争力の向上に向けて十分に機能しているのか見極めていく必要がある。

また、EU内では一部の国が増産を進める一方、競争力の低い地域等への影響が懸念されており、今後の生産動向の地域差や対応策についても注視していく必要がある。

#### <参考文献>

- ・ 亀岡鉦平 (2011) 「EU及びドイツにおける生乳クォータ制度の歴史と現状」『早稲田法学会誌』61巻2号, 3月 (157~205頁)
- ・ 亀岡鉦平 (2012) 「生乳クォータ制度を巡る法的紛争と農業生産権の財産性」『早稲田法学会誌』63巻1号, 10月 (1~56頁)
- ・ 亀岡鉦平 (2013) 「生乳クォータ制度廃止をめぐる近年の議論の動向—EU規則261/2012を中心に—」『比較法学』46巻3号, 3月 (117~158頁)
- ・ 亀岡鉦平 (2014) 「農業生産権の財産性に関する考察—生乳クォータの差押可能性を中心として—」『早稲田法学会誌』64巻2号, 3月 (325~380頁)
- ・ 亀岡鉦平 (2015) 「生乳生産割当の廃止 (2015年3月末) 後の酪農政策」農林中金総合研究所『農林水産省 平成26年度海外農業・貿易事情調査分析事業 (欧州) 報告書』
- ・ 木下順子 (2013) 「EUの生乳取引市場改革—酪農家の取引交渉力強化をめざす『酪農パッケージ』の概要—」農林水産政策研究所編『平成24年度カントリーレポート—EU, 米国, 中国, インドネシア, チリ—』(1~11頁)
- ・ 木下順子 (2014) 「EUの酪農政策改革と生乳生産・乳業の動向—生乳クォータ制度廃止 (2015年) を目前に控えて—」農林水産政策研究所編『平成25年度カントリーレポート—EU, ブラジル, メキシコ, インドネシア—』(29~65頁)
- ・ 中野貴史 (2015a) 「最近のEU酪農情勢—ロシアの禁輸措置などの影響—」『畜産の情報』303号, 1月 (90~98頁)
- ・ 中野貴史 (2015b) 「生乳クォータ制度廃止後のEU主要酪農国の動向」『畜産の情報』310号, 8月 (78~88頁)
- ・ 平岡祥孝 (2012) 「近年のEU生乳クォータ制度に関する一考察」『札幌大谷大学札幌大谷大学短期大学部紀要』42号, 3月 (13~20頁)
- ・ 平岡祥孝 (2015) 「EU生乳クォータ制度に関する経済分析—イギリス酪農業を事例として—」『日本EU学会年報』35号, 6月 (274~298頁)
- ・ 平澤明彦 (2014) 「欧米の農政改革と日本への示唆」『農中総研 調査と情報』Web誌45号, 11月 (4~5頁)
- ・ 森平明彦 (2013) 「ドイツ酪農乳業における需要力の濫用—連邦カルテル庁による調査報告の検討—」『高千穂論叢』48巻1・2号, 12月 (61~144頁)
- ・ 矢坂雅充 (2014) 「イギリスにおける酪農生産者・量販店の生乳提携取引契約」『農村と都市をむすぶ』64巻6号, 6月 (33~41頁)
- ・ 矢野麻未子 (2014) 「EUにおける酪農部門の現状と展望」『畜産の情報』298号, 8月, 53~65頁
- ・ Burrell, Alison (2009) Current Issues Regarding Arrangements for the EU Dairy Sector -Contribution to the Session on 8 December 2009 of the High Level Group on Milk Convened to Discuss the Mid-Term and Long-Term Arrangements for the EU Dairy Sector-, 2009. ([http://ec.europa.eu/agriculture/markets/milk/hlg/acadbl12\\_burrell\\_doc\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/agriculture/markets/milk/hlg/acadbl12_burrell_doc_en.pdf))
- ・ European Commission (2010) Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council amending Council Regulation (EC) No 1234/2007 as Regards Contractual Relations in the Milk and Milk Products Sector.
- ・ European Commission (2014) Report from the Commission to the European Parliament and the Council -Development of the dairy market situation and the operation of the "Milk Package" provisions-, Brussels, 13. 6. 2014, COM (2014) 354 final.
- ・ Silvis, Huib and R. Lapperre (2010) "Market, price and quota policy -from price support to safety net-", in A. Oskam, G. Meester and H. Silvis (eds.), *EU Policy for Agriculture, Food and Rural Areas* (Wageningen: Wageningen Academic Publishers, 2010), p. 169ff.
- ・ Wocken, Christian und A. Spiller (2009) "Gestaltung von Milchlieferverträgen- Strategien für die Molkereiwirtschaft nach Auslaufen der Quote-", in L. Theuvsen und C. Schaper (Hrsg.), *Milchwirtschaft ohne Quote-Märkte und Strategien im Wandel-* (Lohmar : Eul Verlag, 2009), S. 111ff.

(かめおか こうへい)

## 家族農業の定義をめぐって

2014年に、国連の「家族農業年」が行われた。だが、世界各国での非常に異質かつ多様な農業経営の在り方をみると、家族農業として一括りすることにどんな意味があるのかという疑問が消えなかった。そんな折、今年の1月中旬、フランス農業経済学会の家族農業の定義をめぐるセミナーを見聞する機会があった。そこでの、フランス開発農学研究国際協力センター(CIRAD)の研究者(以下「報告者」)による家族農業の定義に関する論議の一端を紹介しよう。

報告者によれば、家族農業年は、「アグリビジネス」に対抗する一つの動きであるが、その背景には、①グローバル経済の中での小農民的あるいは家族的農業モデルの存続可能性、②農業の近代化・変革を実現するためにアグリビジネスなり大規模経営を推進していくことの是非、③市場の力の限界とアグリビジネスの脆弱性を露呈した2008年食料危機、④最後に、食料安全保障や持続可能農業への市民社会、NGOの関心の高まりなどがあるという。

家族農業年の国際運営委員会(CDI)は「家族農業経営は、家族により管理運営され、そこでの農業労働の大部分が家族による」と定義したが、この定義では、家族経営と「小規模農業」との関連が明確にされていない。その結果、多くの議論が生まれることになった。報告者は、フランスで家族農業年に取り組んだ幾つかの団体の家族農業論を次のように整理している。

〔その1〕有力な多数派農業団体である「青年農業者」(JA)は、家族経営の価値として、家族と経営の一体的関係、経営継承への対応力、食料供給力、地域との結びつき、食料の質の高さ、多面的機能(国土整備、自然資源の保全、農村社会の持続性などの社会的、環境的機能)を挙げているが、家族農業の定義は必ずしも明確ではない。報告者は、家族農業と市場との関係についてのJAの姿勢の曖昧さ、他人雇用に依拠する企業的農業と家族農業の区別をしていないこと、関連業界を通じた契約化(川上、川下部門への従属関係)についての肯定的評価、兼業への評価の低さ等を問題視している。

〔その2〕マクドナルドや遺伝子組換え作物への反対運動で有名な「小農民連合」(CP)は、家族農業といった視点は弱く、「小農民的農業」と「工業的農業」との対抗関係を重視している点が特徴的である。そのため、家族農業は開発途上国の問題であるとする傾向が強い。農業・農民問題への捉え方として、人間的規模の経営を重視し、経営規模(面積、生産量)といった面には重きを置かない。さらに、賃労働の有無を重要な判断基準とはしないし、家族員の経営の関わり方も問題としない点が特徴的である。

〔その3〕「C2A(自立的農業クラブという農業の現代的適応を推進する農業者団体)」は、家族農業と小農民的農業は異なるとして、資本と農薬を大量に使用する集約化の論理に立つ経営や、耕種あるいは畜産の特定分野に過度に専門化している経営、生産と環境の多様性と質をほとんど配慮しない経営、成長論に基づき農村地域での雇用や青年の就農を犠牲にして農地を集積する者は、家族農業であっても小農民農業とは異なる存在であるとする。また、小農民農業は、今日求められるアグロエコロジー転換を成功させるのに最も適しているとする。

要するに、上記の3団体では、アグリビジネスによる農業者支配の弊害に対抗する点で共通性があるものの、対抗勢力の主体となる農業者の経済的・社会的性格についての理解は異なっている。実際、フランス農業や農政を巡る路線対立は、家族農業vsアグリビジネスというよりも、小農民的農業vs企業的農業として表れているようにみえる。一例として、最近、搾乳牛1,000頭規模の酪農経営の設立に反対するCPのデモとそのデモに反対するJAのデモが話題になった。

こうしてみると、世界各地の農業や農業者が直面する諸課題を家族農業の視点で一括りにすることは無理があるのではないか。とはいえ、世界中で、多国籍アグリビジネスの支配に対抗し、食料主権とアグロエコロジーを目指す多様な農業者、農業関係者、市民社会の幅広い連帯の道筋が探求されるなかで、家族農業論が提起している理論的意義は小さくない。

(駒澤大学 経済学部 教授 清水 卓・しみず たかし)

# 〈講演録〉 EUにおける農業協同組合への支援

講師 クライン・J・ポッペ博士  
〈オランダ・ヴァーヘニンゲン大学 農業経済研究所 研究部長〉

## 〔講師と講演について〕

2015年2月27日に、オランダのヴァーヘニンゲン大学農業経済研究所（LEI）の研究部長であるクライン・J・ポッペ博士（Dr.Krijn J. Poppe）を講師に迎えて、「EUにおける農業協同組合への支援」をテーマとした講演会を開催した。これはその記録である。

本講演の内容は、欧州委員会農業・農村開発総局からの委嘱を受けて、2010～2012年に実施されたEUの農業協同組合に関する研究の報告書にもとづいている。講師のポッペ博士は、この研究チームの代表者である。ポッペ博士は、経営経済学および農業経済学を専門としており、本研究の他にも、欧州委員会企業・産業総局からの委嘱研究である「欧州の食品産業の競争力（Competitive Position of European Food Industry）」を取りまとめている。このように、ポッペ博士は、欧州委員会の政策立案に対し助言する立場にある。

今回の講演会では、EUの農業協同組合について、現在の発展水準、フードサプライチェーンにおける役割、農業協同組合を支援または抑制する制度に焦点を当てて講演していただいた。

## 目次

- はじめに
- 1 背景と課題
- 2 EUにおける農業協同組合とは
  - (1) 協同組合の定義
  - (2) EUにおける農業者団体と農業協同組合の違い
  - (3) 農業協同組合の類型化
- 3 国別・農業部門別にみた農業協同組合の市場占有率
  - (1) 国別にみた市場占有率
  - (2) 農業部門別にみた市場占有率
- 4 フードサプライチェーンにおける農業協同組合の役割
  - (1) 農業協同組合の6つの機能
  - (2) 農業協同組合が高い市場占有率をもつ意義
- 5 EUの農業協同組合の変化
  - (1) 農業協同組合の国際化
  - (2) 農業協同組合の組織構造の変化
- 6 農業協同組合を発展させる制度的環境や政策
  - (1) EU競争法における農業協同組合の取扱い
  - (2) 協同組合法制度の柔軟性と内部ガバナンスの最適化
  - (3) 共通農業政策からの恩恵
  - (4) 農業協同組合への支援策の効果
  - (5) 農業協同組合の発展に必要な支援策
- おわりに
- EUの政策議論に対する本研究のインパクト—

## はじめに

みなさん、こんにちは。このように日本で講演する機会をいただきまして、お礼を申し上げます。本日は、「EUにおける農業協同組合への支援」をテーマに、欧州委員会からの委嘱研究プロジェクト（以下「本研究」という）<sup>(文責者注1)</sup>の報告書をもとに講演します。私は、本研究のプロジェクトマネージャーを務めました。

以下では、本研究の主な結論についてお話しします。日本における農協に関する議論の参考になれば幸いです。

**(文責者注1)** プロジェクト名は原文で「Support for Farmers' Cooperatives」。また、本研究の報告書では、farmers' cooperatives, cooperatives, agricultural cooperativesがすべて同義で使用されている。講演録では、これらを農業協同組合に統一している。

## 1 背景と課題

はじめに、本研究が実施された背景を説明します。近年、EUのフードサプライチェーンでは、農業の川下に位置する加工や小売事業者が、農業者に対して非常に大きな交渉力をもつようになってきました。農産物の買手である川下の事業者が市場において支配的地位にあり、農業者はその支配に苦しんでいます。

このような背景のもと、欧州議会と欧州委員会においては、自由化が非常に進んだ市場で農業者が実質的に所得を確保できるための支援が重要課題となりました。

欧州委員会は、支援策を策定するにあたって、農業者の組織化が流通構造の改善を促すと期待し、農業協同組合についての知見を必要としました。そこで、欧州委員会は、私たち多数の研究者からなるチームに本研究を委嘱し、以下の3つの課題を明らかにすることを求めました。

- ①EUにおける農業協同組合の発展水準の現状を包括的に述べること。
- ②農業協同組合の発展を可能にする、あるいは抑制する法律と規制を特定すること。
- ③農業協同組合の発展を促進するために有効かつ効率的である具体的な手段を特定すること。

## 2 EUにおける農業協同組合とは

### (1) 協同組合の定義

本研究では、協同組合を「利用者所有」「利用者管理」「利用者受益」というルールで運営されるすべての企業体、と経済学の観点から広めに定義しました。

したがって、本研究で扱う農業協同組合は、法律的形態が協同組合である企業体に限定されていません。たとえば、外部出資を一部受け入れた協同組合（ハイブリッド型の協同組合）や、株式会社など法律的形態が投資家所有企業と同じ組織でも農業協同組合<sup>(文責者注2)</sup>としている場合があります。一例を挙げると、食肉会社であるヴィオンは、オランダの農業者団体が全額出資した非上場会

社です。ヴィオンに対して、農業者は直接的には出資していませんが、農業者団体を通じて間接的に出資しています。そのため、本研究ではヴィオンを農業協同組合として扱っています。

経済学者としてだけでなく、一般的に感じられるところとして、EUでは、農業者が協同組合を設立する場合、イデオロギーではなく、実務的な理由に基づきます。状況によって、協同組合とすることが最適な場合と、そうでない場合があります。

(文責者注2) 投資家所有企業とは、協同組合との比較において、協同組合以外の企業体を示す概念。

## (2) EUにおける農業者団体と農業協同組合の違い

つぎに、EUの農業者がどのように政府や市場につながっているのかを説明します。

農業者個人個人は基本的に弱い立場にありますので、組織化することで状況の改善を図っています。具体的には、農業者は農

業者団体 (Farmers' Organization) や農業協同組合を形成しています (第1図)。

まず、農業者団体は主に農政活動を行う組織です。EUにおいて、農業者団体は非常に重要なロビー団体です。農業者団体は、各政党や政府に働きかけ、農業者の意向を農業政策に反映させます。政党の中には、農業者や農業者団体に非常に近い立場をとるものもあります。

農業政策は農業者の収入に影響すると同時に、関連する市場や農業協同組合にも作用します。たとえば、砂糖に関する政策は、てん菜生産者の収入に最も強い影響を与えますが、その影響は砂糖の市場や農業協同組合にも波及します。

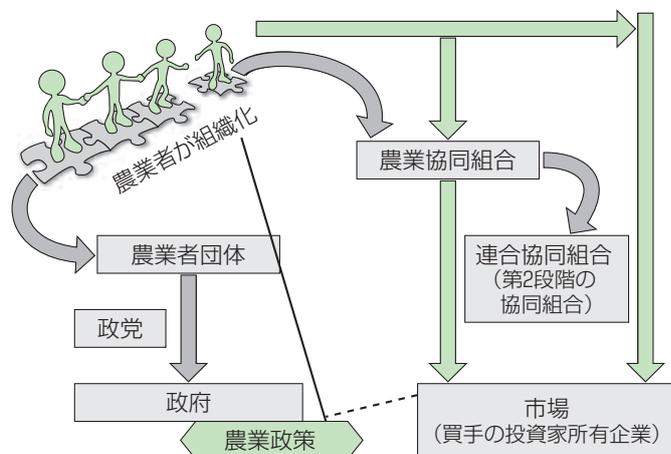
農業者団体は、農政活動の延長として、農業者への社会活動を実施している場合があります。これは、農家世帯員や女性農業者を対象とする、生活や福祉に関する活動です。

一方、農業協同組合は、主に事業活動に取り組む組織と自認しています。なお、ここでいう農業協同組合には、小規模な単協が組織する連合協同組合 (あるいは第2段階の協同組合) を含んでいます。

## (3) 農業協同組合の類型化

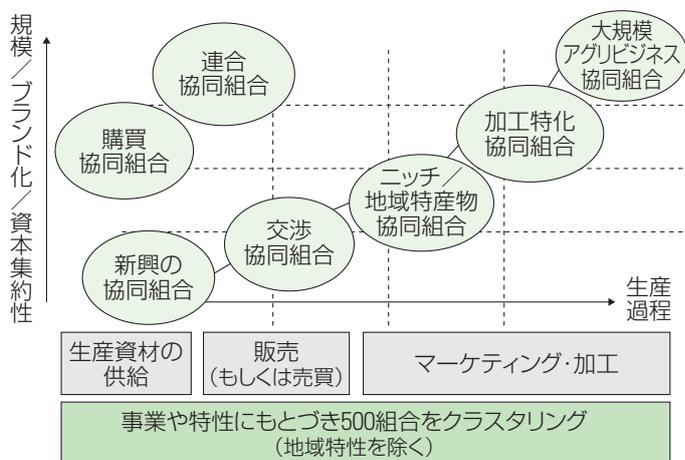
つぎに、本研究で行った農業協同組合の類型化についてみていきましょう。本研究では、事業や特性にもとづいて、農業協同組合を7つに類型化しました (第2図)。

第1図 EUにおける農業者の組織化と政府・市場との関係



出典 講演資料「EUにおける農業協同組合への支援」から抜粋。以下同じ

第2図 EUの農業協同組合の類型化



類型化の方法は、EU27か国各国における大規模な農業協同組合500組合を対象としたクラスター分析です。ただし、この500組合は、農産物に関わる事業を行う組合に限定しています。農産物に関わる事業とは、農業資材の共同購買事業と農産物の共同販売事業、および食品加工事業が中心です。

この7つのうち、伝統的な協同組合のタイプとして、農業資材の共同購買事業を行う**購買協同組合**があり、第2段階の協同組合である**連合協同組合**があります。

残る5つのうちの**新興の協同組合**には、たとえば有機農業者による協同組合や、中東欧諸国の農業協同組合が含まれます。

また、交渉を担当する**交渉協同組合**もあります。これは、個々の農業者を代表し、多国籍企業であるユニリーバ、ネスレ、ボンデュエルといった食品加工業者と交渉します。この交渉協同組合は、農業者が自らのために組織したのですが、同時に食品加工業者にとってもメリットをもたらしています。交渉協同組合のおかげで、食品加

工業者は、各農業者と別々に交渉することで生じる取引費用を節約できるからです。

マーケティングや加工を担当する3つの類型において、**ニッチ／地域特産物協同組合**は、地域特産物に特化した、ニッチな戦略をとる協同組合です。地域特産物の好例に、フランスのチーズが挙げられます。

また、**加工特化協同組合**は、食品加工に特化した農業協同組合です。

この類型には、たとえば、砂糖や馬鈴薯澱粉の精製加工を専門とする農業協同組合が含まれます。

最後に組合数は少ないですが、**大規模アグリビジネス協同組合**があります。例として、フリースランドカンピーナ（本拠地オランダ）やアルラフーズ（本拠地デンマーク）が挙げられます。これらは、EU域内の生乳生産者が組合員ですが、乳製品の加工や販売を中国やベトナムでも行っています。また、バイヴァ（本拠地ドイツ）も一例です。これも、全世界で多数の品目を取り扱っています。

**(文責者注3)** 2004年に、チェコ、キプロス、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、マルタ、ポーランド、スロヴァキア、スロヴェニア、2007年にブルガリア、ルーマニアがEUに加盟した。

### 3 国別・農業部門別にみた農業協同組合の市場占有率

ここからは、本研究で得られた主な結論について説明します。1つめの結論として、

現時点の農業協同組合の発展水準について、国別・農業部門別の市場占有率（農産品の農場販売段階における農業協同組合の割合の推計値）により述べます。

### (1) 国別にみた市場占有率

農業協同組合の活動は、EU全域において重要ですが、欧州を北西部、地中海沿岸諸国、中東欧諸国の3つに分けてみると、歴史的経緯にもとづく大きな違いがあり、各国における農業協同組合の市場占有率も大きく違います（第3図）。ちなみに、ここでの市場占有率は、8つの農業部門（酪農、豚肉、羊肉、穀物、ワイン、青果物、オリーブ、砂糖）の合計となっています。

欧州北西部では、農業協同組合は重要な存在です。スカンジナビア諸国、オランダ、フランス、オーストリア、およびアイルランドでは、農業協同組合の市場占有率は

50%超となっています。大規模農場が比較的多い英国では、消費生活協同組合は古くから発展していますが、農業協同組合はそれほどではありません。

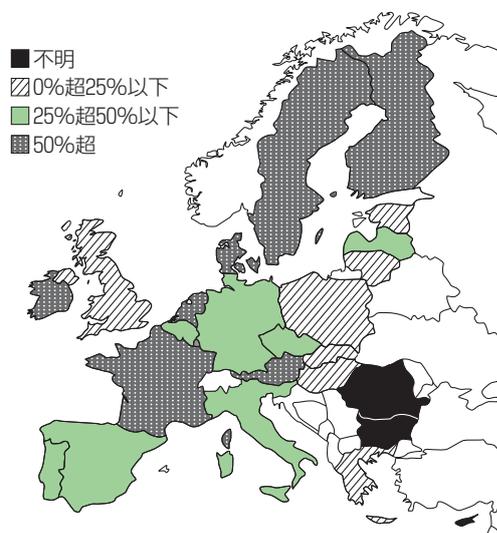
これに対して、中東欧諸国においては、農業協同組合の市場占有率が25%以下の国が多くなっています。共産主義体制から協同組合運動が悪影響を受けたことは確実です。中東欧諸国において、協同組合とはまさに国策的な機関でありました。

### (2) 農業部門別にみた市場占有率

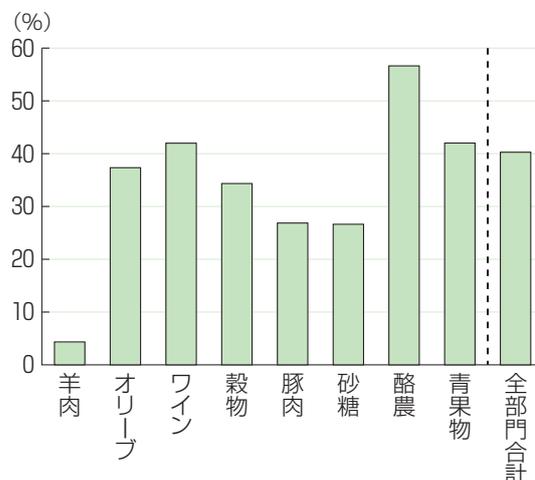
つぎに、農業部門別に農業協同組合の市場占有率をみてみましょう（第4図）。

農業協同組合の市場占有率は、酪農部門で6割、青果物部門で4割と、これらの部門において高い水準にあります。この理由は、生乳や青果物には、極端に貯蔵性が低く、腐りやすいという特性があるからです。経済学的な説明では、このような特性から、生乳や青果物の生産者においては、安定的

第3図 EU27か国別の農業協同組合の市場占有率(8つの農業部門合計, 2010年)



第4図 EUにおける農業部門別にみた農業協同組合の市場占有率(2010年)

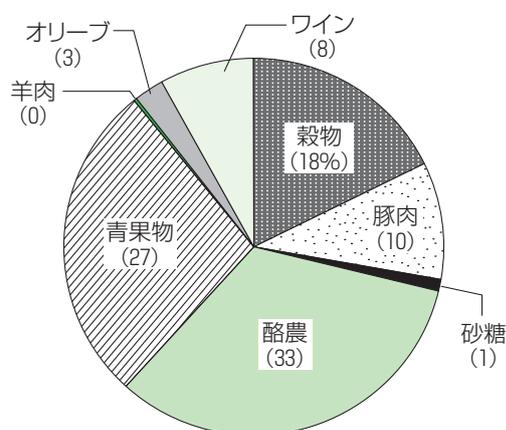


な取引先を確保するため、販売事業を自ら組織する、つまり農業協同組合を形成する選好が強まります。

一方、羊肉部門における農業協同組合の市場占有率は10%未満と極端に低い水準にあります。この理由ですが、まずEUでは、牛を飼養する傍らで羊も飼養しているような農業者が多く、羊のみを飼養する農業者は少数です。そのため、多くの農業者にとって羊肉は主な生産物ではありません。さらに、農業者は市況が悪いと羊を出荷せず飼養しつづけ、3～4週間後に販売価格が上向いてから出荷できます。以上の2点から、農業経営への羊肉市況の影響は緩和されます。

酪農や青果物部門は、EUにおいて農業生産額が大きく、農業協同組合の市場占有率も高いため、農業協同組合の販売額に占める割合は、酪農が33%、青果物が27%と高くなっています（第5図）。

第5図 EUにおける農業協同組合の販売額の品目別構成比(2010年)



## 4 フードサプライチェーンにおける農業協同組合の役割

つぎに、本研究の主な結論の2つめについて説明します。それは、①EUのフードサプライチェーンで農業協同組合がもつ6つの機能と、②酪農部門で実証された、農業協同組合が高い市場占有率をもつ意義です。

### (1) 農業協同組合の6つの機能

まず、フードサプライチェーンにおける農業協同組合の6つの機能を説明します。

第1に、規模の経済の実現です。農業協同組合の設立により、小規模な農業者たちは、経営を統合することなく、機械やチーズ工場を共同で所有できます。

第2に、市場の創出です。これには、特殊な農産品のための市場創出に加え、大消費地から遠く離れた地域に住む農業者が市場へのアクセスを実現することを含みます。後者の例に、スコットランドの羊肉や羊毛の生産者が、農業協同組合を通じて、ロンドンや世界各地へ農産品を販売していることが挙げられます。

第3に、農業協同組合が農産物取引業者と競争を展開することによってもたらされる、市場効率性の向上です。たとえば、中東欧諸国では、いまだに商取引が活発ではない地域があります。そのような地域では、仲買人の高い手数料等によって、農業者が不利益をこうむるリスクがあります。農業者は農業協同組合を設立することで、この

状況を改善できます。

第4は取引費用の節減ですが、これは農業協同組合の取引相手にもメリットをもたらします。野菜等の加工事業を行うフランスのボンデュエルは、農業者個人個人と契約するのではなく、農業協同組合に契約を一本化することで取引費用を節約しています。

第5に、農業者のリスク管理です。たとえば、馬鈴薯は価格変動が大きい農産物ですが、農業者は農業協同組合を設立し、複数の販売契約をまとめることで、価格変動リスクを軽減できます。

第6に、革新的な生産加工方法の実行です。たとえば、ギリシャのワインやスペインの羊肉の農業協同組合は、非常に革新的な生産方法や販売方法に取り組んでいます。

## (2) 農業協同組合が高い市場占有率をもつ意義

乳価についての計量経済分析を行った結果、農業協同組合の市場占有率が高い国においては、平均乳価が高いことがわかりました。農業協同組合の市場占有率が20%未満の国に比べて、20%以上50%以下の国では、平均乳価は100kgあたり4.5~6.0ユーロ高くなり、50%超の国では、2.5~4.5ユーロ高くなりました。

ここから、農業協同組合の市場占有率が高い国では、投資家所有企業が乳価を引き上げざるを得ず平均乳価が高くなる、ということが導けます。市場占有率が20%以上50%以下の国では、農業協同組合の競争相

手であるネスレやユニリーバのような投資家所有企業は、基準となる農業協同組合の乳価を10%ほど上回るように設定しています。農業協同組合の市場占有率が50%超の国でも投資家所有企業は農業協同組合より高い乳価を設定しますが、全体に占める投資家所有企業が買い取る生乳量の割合が下がるため、平均乳価は低下します。

投資家所有企業の乳価が高い理由は、契約した量の生乳のみを買い取り、高付加価値商品（ベビーフードやアイスクリーム等）<sup>(文責者注4)</sup>に加工するからです。ただし、投資家所有企業との契約は突然打ち切られるリスクを伴うため、農業者にとっては、この乳価上昇分はリスクに対する埋め合わせの意味もあります。

**(文責者注4)** 一方、農業協同組合は、組合員が出荷した生乳を全量受け入れ、余剰分は付加価値の低い製品に加工するため、平均すると買取乳価は低い。

## 5 EUの農業協同組合の変化

ここでは、本研究の主な結論の3つめを説明します。それは、近年の大規模化・国際化の動向のなかで、農業協同組合の組織構造が変化していることです。

### (1) 農業協同組合の国際化

農業協同組合が大規模化し、活動範囲が複数の加盟国に広がりつつあり、さらにその一部はEU域外へ活動範囲を広げています。しかし、それでも小売業者に対する農業協同組合の対抗力には限界があります。

アルラフーズやフリースランドカンピーナのような、大規模でグローバルに活動する農業協同組合でも、さらに大規模な食品加工業や小売業に対する交渉力は限定的です。そのため、今後5年から10年ほどの間に、大規模な農業協同組合の間では、国境をまたぐ合併がさらに生じることが予想されます。

このような国際化した農業協同組合を、本研究では、国際協同組合と多国籍協同組合に分けています。まず、国際協同組合は、組合員は国内にしかいませんが、他国の員外農業者の出荷も引き受けています。この国際協同組合は、45団体ありました。

一方、多国籍協同組合とは、複数の加盟国に組合員をもつ農業協同組合です。本研究では、46の多国籍協同組合を扱いましたが、それらは、欧州北西部の酪農および青果物部門に集中していました。

ただし、一部の多国籍協同組合は、子会社において他国の員外農業者の出荷を引き受けるという点で、国際協同組合の性格を併せもっています。たとえば、多国籍協同組合のフリースランドカンピーナは、オランダ、ドイツ、ベルギーに組合員がいますが、ハンガリーの員外農業者からも生乳を買い入れています。

このように、取引のある他国の農業者を組合員にしないのには理由があります。それは、他国の農業協同組合と合併し、その国の農業者を組合員とするよりも、他国においては投資家所有企業を買収したり設立したりする方が、既存の組合員の支配権の

希薄化や、言語等の違いによる意思決定にかかる費用の高まりを防ぐことができるからです。

## (2) 農業協同組合の組織構造の変化

一層の大規模化や国際化の流れのなかで、農業協同組合の組織構造は変化しています。

まず、非常に成功している連合協同組合もいまだありますが、国内で1組合となるまで農業協同組合の合併が進むことで、連合協同組合は単協との統合により消滅しつつあります。この傾向は、欧州北西部においてとりわけ顕著です。

さらに、国際化した農業協同組合では、組合員の帰属意識の希薄化が懸念されます。たとえば、フリースランドカンピーナの組合員は15,000人ほどおり、組合員が使用する言語はすでに2～3言語あります。組合員属性が複雑になると、組合員の帰属意識が希薄になる恐れがあり、このことは、農業協同組合の組合員のまとまりを弱め、組合員統制が弱まることにつながります。

国際化がきっかけとなって、ハイブリッド型の協同組合が増えています。たとえば、農業協同組合が子会社を設立し、その子会社で外部の投資家からの出資を受け入れるのです。ハイブリッド型の協同組合においては、農業協同組合の所有構造が、組合員による所有から変化しつつあるといえます。

さらに、農業協同組合は、企業家的な経営をますます取り入れつつあります。そのような農業協同組合では、経営に関して最も権限がある人は、組合長ではなく、職員

の1人である最高経営責任者（CEO）の場合もあります。

加えて、組合員の代表者を選出する基準が、地域から農産物ベースに移行している場合もあります。

## 6 農業協同組合を発展させる制度的環境や政策

本研究の主な結論の最後として、農業協同組合の発展に有益な制度的環境についてお話しします。主として、競争法の適用除外とすること、柔軟な協同組合法、また単一課税制度<sup>(文責者注5)</sup>の3つです。本日は、このうち前者2つと、部門や地域別に有効であると考えられる支援策についてお話しします。

**(文責者注5)** 単一課税制度とは、剰余金に対して、協同組合の段階では課税されず、組合員に分配された後、農業者段階においてのみ課税されること。

### (1) EU競争法における農業協同組合の取扱い

EU競争法は、農業協同組合を適用除外とすべきです。フードサプライチェーンにおいて、農業者と小売業者との間の交渉力が不均衡ならば、本来は小売業者を直接規制した方が良いでしょう。それが困難ならば、次善の策として、農業協同組合を競争法の適用除外とすることを勧めます。

EUの農業協同組合は、競争法において適用除外とされるかが明示されていないので、競争法を遵守し運営していることを立証する義務があり、法的不安定性と立証責

任の費用の高さに苦しんでいます。

本研究では、農業協同組合と競争法の関連について、EUと米国とを比較しました。その結果、米国では、市場交渉力の不均衡を是正するために、農業協同組合に対して、競争法の適用除外をより広く認めていることが明らかになりました。ただし、米国の競争法が求める適用除外の要件は、農業協同組合の事業活動の一部について厳格に規定しています。たとえば、米国では適用除外の対象となるには、ブレンディング<sup>(文責者注6)</sup>を制限することが要件です。一方で、EUでは、多くの農業協同組合がブレンディングを行っており、それへの規制はありません。

また、EUにおいては大規模な農業協同組合は、競争当局の監督下にあります。オランダでは、数年前に酪農協であるカンピーナとフリースランドが合併し、フリースランドカンピーナが誕生しました。競争当局は、この合併であまりにも大規模な農業協同組合が誕生することを危惧したため、所有する工場のいくつかを売却するよう命じました。

しかし、大規模になっても、農業協同組合には組合員の加入脱退の自由という特性があり、そのことが経営上不利に働くことがあります。農業協同組合は、加入脱退の自由があるため、組合員間の属性が大きく違い、限界費用のばらつきが大きくなります。さらに農業協同組合では、品質に応じた買い取りも難しいため、大量生産品を販売する低コスト戦略をとる動きもみられます。これは、一部の経済学者が主張する経

済モデルどおりであります。実際にもそういう状況にあることが認識されました。

私たち研究チームは、農業協同組合を競争法の適用除外とする場合は、規模による差別化をすべきではないと考えます。

**(文責者注6)** プレンディングとは、組合員が出荷した農産物を加工する際、組合員外から買い入れた農産物を混ぜ合わせること。米国の競争法の適用除外を定めるカップパー・ヴォルステッド法における「協同組合は、構成員によって出荷される農産物の総額を超えて非構成員の農産物を取り扱ってはならない」との規定にプレンドイングは抵触する可能性が否定できない。

## (2) 協同組合法制度の柔軟性と内部ガバナンスの最適化

EUにおいては、農業協同組合の内部ガバナンスの構成を決定する際に、複数の選択肢が存在しています。農業協同組合の組織法は、多くが各国法であり、各国の協同組合法には、かなりの柔軟性が確認できました。協同組合法の柔軟性が最も高いのは、オランダとデンマークという農業協同組合の国際化が最も顕著な国でした。

一方、地中海沿岸の2～3か国においては、協同組合法を今日的なものに刷新する必要があります。たとえば、それらの国々では、監督委員会(Supervisory board)の設置を禁止したり、設置に厳しい制約を課しています。これらの法律を改正することは、便益をもたらすと考えられます。

しかし、柔軟な協同組合法には、十分な指針に欠けていることも指摘できます。多くの農業協同組合において、理事の専門化を進める余地が非常に大きいと考えられます。たとえば、会計、マーケティング、お

よび経営などの専門家を外部から員外理事として迎え入れることは有効です。この背景には、いくつかの農業協同組合で、専門的な経営が必要であるとの認識を得たことがあります。

## (3) 共通農業政策からの恩恵

一部の農業部門では、農業協同組合がEUの共通農業政策からの補助金という恩恵を受けています。

また、共通農業政策の改革で農業協同組合の経営環境が良くなることもあります。たとえば、生乳生産割当制度が、次第に自由化されてきたことから生乳生産量が増え、大規模な酪農協は輸出量を増やすことができるようになってきました。

## (4) 農業協同組合への支援策の効果

農業協同組合に対する現行の支援策に、実際どのくらいの効果があるのかは検証できませんでした。私たち研究チームは、EU域内だけでなく、米国、カナダ、ニュージーランド、オーストラリアといったOECD諸国についても、この点に関する先行研究を調べました。

しかし、残念ながら、農業協同組合に対する支援策の効果については、これまで実証研究がほとんど行われてこなかったことが明らかになりました。

## (5) 農業協同組合の発展に必要な支援策

支援策の効果の実証は今後の課題ですが、新興の農業協同組合には小規模な組合が多

いため、人材育成、技術面や組織面について政府は支援すべき、というのが研究チームの結論です。

しかし、政府は農業協同組合を支援する際に、農業協同組合が基本的に自主的な組織であることを常に意識することが重要であり、また補助金はマイナスの影響を与える可能性があることに注意すべきです。

特殊な状況にある中東欧の旧共産圏や旧社会主義圏の国々では、農業協同組合が、本来ならば国が担うべき事業を提供している場合もあります。そのような事業には、たとえば、幼稚園や保育園等の運営、また高齢者に対するケアサービスの提供があります。社会関係資本（ソーシャルキャピタル）や人的資本が不十分であり、その影響で多くの農業協同組合の活動が停滞しており、支援が必要とされています。

**おわりに**  
—EUの政策議論に対する  
本研究のインパクト—

ここまでが本研究の結論であります。本研究の公表からすでに2年が経過しました。最後に、本研究への評価やEUの政策議論への影響について補足説明いたします。

まず、本研究は高く評価されました。報告書の公表後は、国際協同組合や多国籍協同組合、およびハイブリット型の協同組合に関して、以前よりも一層適切に議論されるようになっていきます。

EUのフードサプライチェーンにおける交渉力の不均衡については、現在も議論が進行しています。そこでは、小売業者等の権限や交渉力が大きすぎると懸念されています。さらに、農業部門や農業協同組合に対する競争法の議論もより現実感が伴ったものになっています。

また、共通農業政策に関する議論において、革新という視点も取り入れるべきという合意形成が確立しつつあると思います。そして、これはいわゆる「オペレーショナルグループ<sup>(文責者注7)</sup>」と呼ばれる集団を農業社会に組織化していこうという気運につながってきています。

内容は以上ですが、本研究の最終報告書を含む78の報告書はすべて欧州委員会のウェブサイト<sup>(文責者注8)</sup>でご覧いただけます。さらに、2015年3月末には、農林中金総合研究所による最終報告書の日本語版（『EUの農協一役割と支援策』）も刊行されます。この翻訳作業について感謝の言葉を申し上げて、本講演を終わります。

**(文責者注7)** オペレーショナルグループとは、EUの農村振興政策において、2014~2020年の間に、設立が財政的に支援される組織。「欧州イノベーション・パートナーシップ」の下、農業に革新をもたらすような新たな試みのため、農業者のみならず、科学者や農業関連産業から構成される。

**(文責者注8)** 報告書は欧州委員会ウェブサイト ([http://ec.europa.eu/agriculture/external-studies/support-farmers-coop\\_en.htm](http://ec.europa.eu/agriculture/external-studies/support-farmers-coop_en.htm), 2015年8月2日現在) からダウンロードが可能である。

(文責 小田志保・おだ しほ)

## 書籍案内



### EUの農協 役割と支援策

ヨス ベイマン  
コンスタンチン イリオポウロス  
クライン J ポッペ 編著  
株式会社農林中金総合研究所  
海外協同組合研究会 訳

A5判237頁 定価2,500円(税別) 農林統計出版(株)

本書はEU加盟諸国の農業協同組合について包括的な情報を提供するものである。日本語のこの種の書籍としては十数年ぶりであり、欧州北西部における合併進捗・国際化・外部資本利用や、2000年以降に加盟した中東欧諸国における農業者の組織化の遅れなど、この間の変化が包括的に捉えられている点が大きな特色である。

EUでは近年、小売や食品など川下部門に対する農業部門の地位を高めることが課題となっており、その主要な対策の一つとして協同組合など農業者の組織化とそうした組織の権限強化に注力している。農産物の生産や価格の決定を市場に委ねる方向で共通農業政策の改革が進む一方、小売や食品など川下部門では少数の大企業への集中が強まっているためである。

EUの行政府にあたる欧州委員会は農協への支援策を検討する基礎情報を得るために、EU全体および加盟各国における農協の実情と既存の政策を調査するための大型研究を委嘱した。研究はワーゲニンゲン大学を中心とするEU各国の大学・研究機関からなるコンソーシアムによってなされ、78冊の各種報告書(国別、農業部門別、各種テーマ別など)が作成された。本書はそれらに基づく最終報告書の全訳である。

本書では制度的環境、フードチェーンにおける地位、内部ガバナンスをおもな分析軸として、農協の発展の現段階と支援策の状況を分析している。その結果、農協の果たしている役割や、法制度の柔軟性や解釈上の安定性が重要であること、社会関係資本と人的資本の重要性などが示された。

### 目 次

- 第1章 はじめに
- 第2章 プロジェクトの構成と方法論
- 第3章 EU加盟諸国における農業協同組合の概況と統計
- 第4章 農業の8部門における協同組合の実績
- 第5章 内部ガバナンス
- 第6章 フードチェーンにおける地位
- 第7章 国際協同組合と多国籍協同組合
- 第8章 制度的環境：歴史、社会および文化的側面
- 第9章 制度的環境：法的側面と政策支援措置
- 第10章 主な結論および対抗力に関する合意
- 第11章 実務に関する結論

購入申込先……………農林統計出版(株) TEL 03-3511-0058  
問い合わせ先……………(株)農林中金総合研究所 TEL 03-3233-7700

## ドイツ・バイエルン州の農業支援システム

坂内 久〈一般財団法人 農村金融研究会 主席研究員〉  
清水徹朗〈取締役基礎研究部長〉

### 〔要 旨〕

ドイツの農業は歴史的背景と地理的条件により地域差が大きく、バイエルン州の経営規模は小さい。そのためバイエルン州は、EECが1968年に発表した離農促進による農業構造改革を進める「マンスホルトプラン」に反発し、兼業農家を排除しない農政の路線（「バイエルンの道」）を示した。

ドイツの農業支援システムは州により異なるが、バイエルン州では州政府の関与が強く、農業教育と技術・経営支援を連結させた仕組みを有している。そのバイエルン州でも、畜産団体、マシーネリング、農民連盟等の民間組織による有料のアドバイス事業のウェイトが高まっており、州政府がその費用の一部を助成している。また、バイエルン州は、農家民宿、農家レストラン等による兼業収入の確保を重視し支援している。

日本の農協営農指導事業や農業改良普及事業は改革が求められているが、今後改革を進めるにあたって、ドイツ・バイエルン州の経験から学ぶことは多い。

### 目 次

- |                     |                    |
|---------------------|--------------------|
| 1 ドイツの農業と農業支援システム   | (2) 州が中心となった農業支援体制 |
| (1) 地域差が大きいドイツ農業    | (3) 農業者とアドバイザーの養成  |
| (2) 戦後西ドイツ農政の歩み     | (4) 農業経営に対するアドバイス  |
| (3) ドイツの農業支援システムの特色 | (5) 農外副収入の確保支援     |
| 2 バイエルン州の農業支援システム   | (6) 農業者支援と農協       |
| (1) バイエルン州の農業の概況    | 3 バイエルン州の経験と日本への示唆 |

当研究所では、今後の農協のあり方を考えるうえで営農指導事業の改革が不可欠であるとの問題意識のもとこれまで国内調査を進めてきたが、<sup>(注1)</sup>本稿は、日本が明治期以降多くを学んだドイツの事例が参考になるとの考えから農村金融研究会と共同で実施したドイツ・バイエルン州の現地調査（2014年2月、15年2月の2回）の結果を紹介するものである。

**(注1)** 清水徹朗「農協営農指導事業の改革方向」（2014年5月号『農林金融』）、総研レポート『JAの農業経営管理支援に関する実証的研究』（15年7月）。なお、過去2年間にわたる国内調査の結果は近日中に総研レポートとして発刊予定である。

## 1 ドイツの農業と農業支援システム

### (1) 地域差が大きいドイツ農業

ドイツの農業は歴史的背景や地理的条件（地形、気象等）により地域差が大きく、農業に関する制度も州により違いがある。特に、エルベ川を境に東西で農業構造が大きく異なっており、かつてエルベ川以東ではユンカー（地主）による大規模な農業経営が営まれていた。それが東ドイツ時代には集団農場になり、現在でも旧東ドイツの農業経営の規模は大きい。一方、旧西ドイツでは、北部に一部比較的規模が大きい経営体があるものの、西部や南部の経営規模は小さく、それが戦後の西ドイツ農業の出発点になった。

現在のドイツの農業構造をみると、2013年<sup>(注2)</sup>において農業経営の数は28.5万（うち旧

西ドイツ26.0万、旧東ドイツ2.4万）であり、農地面積は1,670万ha（日本の3.7倍）で、平均経営面積は58.6ha（旧西ドイツ42.9ha、旧東ドイツ229.3ha）である。旧西ドイツの農業経営数は1960年に116万（2ha以上）であったが、<sup>(注3)</sup>この50年間で約4分の1に減少し、経営規模は着実に増大してきた。

**(注2)** ドイツ・旧西ドイツの農業統計における農家・農業経営の定義は変化しており、最低規模は0.5ha、1.0ha、2.0haと変えられてきたが、現在は「原則として5ha以上」を農業経営としており、5ha未満であっても家畜頭数が一定規模以上等の経営体（13年で2.5万）も含んでいる。

**(注3)** 0.5ha以上の農業経営数は162万であり、60年当時は0.5～2haの農家が46万戸あった。

### (2) 戦後西ドイツ農政の歩み

#### — マンスホルトプランへの反発と「バイエルンの道」 —

第二次世界大戦後、欧州ではマーシャルプランのもと経済復興が進められ西ドイツの経済も順調に成長軌道に乗ったが、その過程で農業と他産業との不均衡が問題になった。また、欧州の市場統合が検討されるなかで農業の競争力強化が求められ、西ドイツは1955年に農業法を制定し、農業の生産性向上と構造改善を農業政策の目標に掲げた。しかし、50年代以降農業機械化が急速に進展し労働生産性が向上したものの、西ドイツでは零細な兼業農家が多く存続し、農業経営の規模拡大はそれほど進まなかった。

一方、58年にEECが結成され、67年には共通市場が完成したが、農産物過剰、農業者の低所得等の問題の解決を図るため、EECは68年に「マンスホルトプラン」を発表し、農産物価格の引下げ、離農促進によ

る農業構造改善を進める方針を示した。しかし、小規模農家を多く抱える西ドイツの農業団体はこの方針に強く反発した。特に、西ドイツ最大の農業地域であるバイエルン州では、農家の農業機械、労働力を相互に融通し合い専業農家と兼業農家がともに存続することをめざしたマシーネリングが広く普及しており、離農を促して構造改革を進めるマンスホルトプランに対する批判が強く、70年に「バイエルン州農業振興法」を制定し、マンスホルトプランとは異なり兼業農家を排除しない農政の方向（「バイエルンの道」<sup>(注4)</sup>）を示した。

その後も、ドイツの農業政策は、生産性のみを追い求めるのではなく、地域社会との関係や自然環境に配慮した政策を採用しており、条件不利地域政策を重視し、農家民宿など農家に兼業機会を与える事業を進めている<sup>(注5)</sup>。

（注4）ガイエルスベルガー（1970）、バイエルン州食糧農林省（1972）

（注5）高山（1991）、中林（1992）、市田（2004）

### （3）ドイツの農業支援システムの特徴

木村慶男氏は『世界の農業支援システム』（1994）において、欧州の公的農業普及事業のタイプを以下の3つに整理している。

- ①国が財政負担し農業普及組織を運営
- ②地方政府（州、県）が普及事業の主体で、国が費用の一部を負担
- ③農業団体が普及事業を行い、国や地方政府が費用を一部助成

ドイツ南部・西部は②のタイプであり、日本の農業改良普及制度もこれにあたる。

また、ドイツ北部やフランス、デンマークは③のタイプであるが、現在の欧州では①のタイプはほとんどみられなくなっている。

木村氏は同書で、ドイツの公的普及事業の特色として、①職業教育と普及事業の一体化、②生活分野の普及事業の存在、③州により内容が異なる、④連邦政府が州の普及事業に経費の負担をしていない、⑤普及事業のサービスは原則無料、の5つを挙げている。こうしたドイツの普及事業の性格は歴史的に形成されたものであり、ドイツでは1860年代に農業に従事する若者の教育のため冬季学校が設けられたが、冬季学校の教師は夏季には普及員として活動した。

また、四方康行氏は、ドイツの農業普及のルートを、①州の公的普及、②農業会議所の普及、③普及リング、④民間による普及、の4つに区分し、南ドイツ（バイエルン州等）やザクセン州では公的普及の割合が高く、旧東ドイツやチュービンゲン州では民間コンサルタント、北西部やザールラント州では農業団体による普及が主であるとしている<sup>(注6)</sup>。

四方氏によると、ドイツでは1932年より一定規模以上の農業経営に対して農業簿記の記帳を義務付ける制度が導入されており、2007年において農業経営の47%（面積で84%）が税法上の簿記記帳経営である。欧州では農業経営が大規模化するにつれて経営管理や税務対応がますます重要になっており、これらをサポートする専門家・専門機関が大きな役割を果たしている。

（注6）四方（2012）参照。

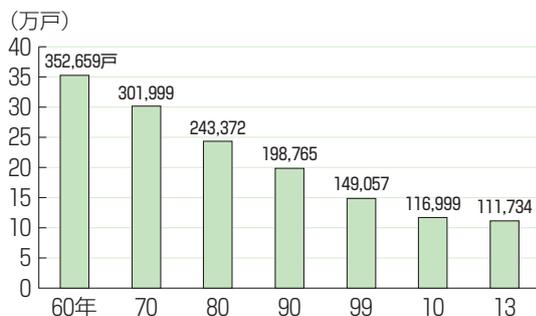
## 2 バイエルン州の農業支援システム

### (1) バイエルン州の農業の概況

バイエルン州はアルプスやオーストリアに近いドイツ南部に位置し、州の面積は7.1万km<sup>2</sup>で、うち農地が49.2%（3分の2が耕地、3分の1が牧草地）、森林が35.1%を占めている。また、人口は1,250万人（ドイツ全体の15.5%）で、農業就業人口は144万人（同23.2%）である。

バイエルン州の農家数は減少を続けており（第1図）、13年では11万戸で、うち連邦やEUによる農業補助の対象となる農業経営（原則5ha以上）は93,300戸、残る約2万戸がそれ未満の「趣味的あるいは自給的農家<sup>(注7)</sup>」と位置づけられている。州の農地面積は314万ha、農家の平均規模は33.8haでドイツ全体の平均（58.6ha）より小さい。農家の5割近くは20ha未満であり、農家のうち兼業農家が59%と多く、専業農家は41%である。また、全農家の74%が家畜を飼養

第1図 バイエルン州の農家戸数



資料 “Land- und Forstwirtschaft in Bayern, Grafiken und Tabellen 2014” バイエルン州食料農林業局

し、うち約半数が酪農を営んでいる。

バイエルン州の農業総生産額は104億ユーロ（1兆4,040億円：12年）で州の総生産額（GDP）の2.1%を占める<sup>(注8)</sup>。州の農産物自給率は高く、チーズ、牛乳、食肉・肉製品、野菜加工品、パン・穀物加工品、ビール、砂糖等の農産物・加工食品を輸出しており（12年の輸出額84億ユーロ）、うち85%がオーストリア、イタリア、オランダ等のEU域内へ、残りがスイス、アメリカ、中国、ロシア等のEU域外向けである。

バイエルン州において兼業農家が多いのは、自動車や機械の工場など安定した雇用機会に恵まれているためであり、また州南部はアルプスに近い観光地であり、農家民宿や乗馬などを組み込んだグリーンツーリズムを営む兼業農家が少なくない。

バイエルン州は、農業政策の重点項目として、①教育、②研修、③経営不振農家の再建、④相談・アドバイス、⑤モデル農家育成をあげているが、州の担当者によると、「農業政策で最も重視しているのは専業農家と兼業農家を同等に支援すること<sup>(注9)</sup>」であるという。その理由は、州の景気が低迷した時期にあっても兼業農家からの農産物供給が安定していたことが再認識され、州内で兼業農家の維持が重要であるとのコンセンサスが高まったためである。

（注7）バイエルン州農民連盟 Stephanie Wutz氏による。

（注8）数値はバイエルン州食料農林業局（1ユーロ=135円で換算。以下同じ）

（注9）在ベルリン・バイエルン州代表部Stefan Hiebl氏による。

## (2) 州が中心となった農業支援体制

バイエルン州で行われている農業支援には、「農業者の養成」と「農家に対する支援」の二つの柱がある（第2図）。

農業者の養成は主に学校での専門教育によるものであり、バイエルン州では、農業学校、農業専門学校、農業技術専門学校を州が直接、運営・管理し、「農民」や「農業マイスター」の資格を持つ農業者等の養成を行っている。

農家に対する支援には、①農業技術や経営に関わる支援と、②農業経営と一体化した家政に対する支援があり、いずれもバイエルン州が直接ないし間接的に関わっている。①の農業技術や経営に関わる支援は、農業者の求める基本的な技術や経営課題について「アドバイス」を行うものである。そのアドバイスは、州の地方事務所に駐在する「アドバイザー」が無料で対応するケ

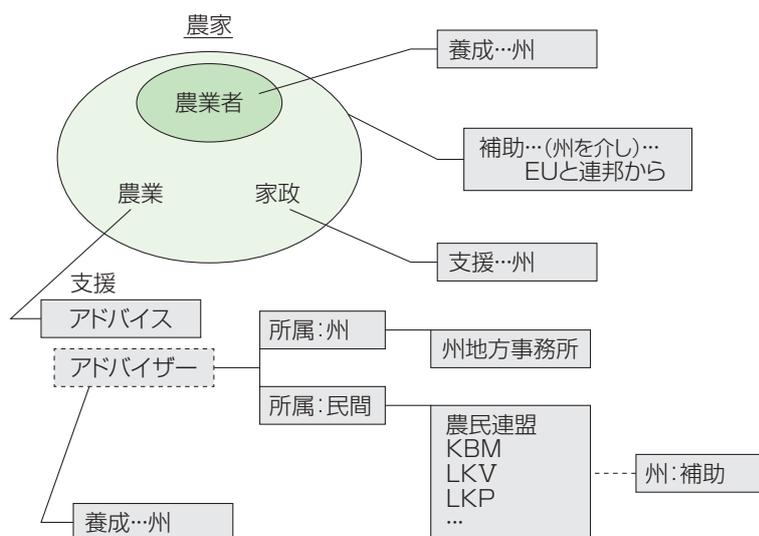
ースと、民間の組織が有料で対応するケースに分けられる。<sup>(注11)</sup> 専門性の高い農業技術や経営課題に関するアドバイスは、部分的には州のアドバイザーも関与するものの、多くは民間組織が対応している。こうした支援に関与する州や民間のアドバイザーは、農業単科大学や総合大学の卒業生の中で一定の資格要件と国家試験をクリアした有資格者である。

前述したように、バイエルン州では、これらの支援を専業か兼業かを区別することなく実施している。

**(注10)** 「家政」(Hauswirtschaft) は「家計」とも訳され、農外収入も含んだ農家経済全体を意味する。

**(注11)** 「アドバイス」はドイツ語の「Beratung」を訳したもので「助言」とも訳され、同じく「アドバイザー」は「Berater」で「助言者」とも訳される。四方(2012)では、歴史的な背景や組織が州ごとに異なることを前提のうえで、当該事業分けても公的事業をドイツ連邦として概括し説明する必要があつたか、「普及」「普及員」と表現している。また市田(1992)でもBeratung「助言」、Berater「助言者」が一部を除き「普及」「普及員」と訳されている。ドイツのBeratungは、日本の普及員や農協営農指導員が行っている業務に近いと考えられるが、本稿では、普及と営農指導の区別を前提としておらず、またバイエルン州の独自性や資格要件等の違いがあることを踏まえ、以下、原則として「アドバイス」「アドバイザー」に用語を統一し使用する。

第2図 バイエルン州の農業者・農家経営支援



資料 2014年と15年のバイエルン州での州および関係機関に対するヒアリング調査を基に作成

## (3) 農業者とアドバイザーの養成

ドイツでは教育は州の管轄になっており、教育制度は州により多少異なっている。<sup>(注12)</sup> 連邦でほぼ共通するのは9~10

年間の初等・中等の義務教育期間であり、初等教育は小学校4年修了までである。その後5年目からは中等教育で、基幹中等学校、実業中等学校、大学進学（ギムナジウム）のコースに分かれる。これらの修了までが義務教育で、その後は、高等教育に進むギムナジウムを選択する者以外は、多くが各種の職業学校（Berufsschule）に進む。

基幹中学や実業中学から職業学校（農業、工業、商業）に進む人たちは、実家の後継者が多い。農業に関する職業教育の方法は、農業学校に通いながら農場での実務経験も並行して受ける理論と実習の「並行教育（デュアルシステム）」が採られ、これを修了すると「農民」の資格が授与される（約700人/年）。農業学校は無料であり、ここでの教育は専門の先端教育ではなく、農業の一般的な基礎教育である。農業学校は州に25校あり、各校が年に1クラス（平均20人）を開講している。

職業学校の次の段階には、専門性を高める農業専門学校（Landwirtschaftsschule、州内27校）と農業技術専門学校（Technikerschule Agrarwirtschaft、州内2校）があり、いずれも無料である。農業専門学校を修了し州の認定試験に合格すれば、「農業マイスター」の資格が授与される（年間350～450人）。マイスターの資格を取得すると、自分の農場で若い人たちを「見習い」として雇用でき、外で働く場合には無資格者より高賃金が期待できる。農業技術専門学校では、農業技術のほかドイツ語や数学等の一般教養も履修する。この卒業生に農家の後継者は

少なく、農業関係企業や団体に就職する人が多い（約250人/年）。

一方、ギムナジウムに進み、単科大学（Hochschule）や総合大学等に進学する人たちは、実家が農業であっても企業等に就職するのが一般的である。州内には、農業単科大学が2校あり、総合大学のミュンヘン工科大学には州内で唯一の農学部がある。

農業単科大学ではバチェラー（学士号）が取得でき、卒業生は小・中規模の農業経営や農業アドバイザー、あるいは農機販売等の農業関係ビジネスに就業している。これまで約半分が農業に就き、アドバイザーをしながら農業を営む人も多くいる。総合大学の卒業生は、大規模農業の経営者や、農業関係ビジネスの管理部門などの比較的上級の職を得ている人が多い。これまでミュンヘン工科大学農学部の卒業生の多くは農業関係ビジネスの企業に就職しているが、1割ほどの卒業生が農業経営に就き、その中には労働時間の半分程度をアドバイザーの仕事に充てている人もいる。

アドバイザーの資格要件は、一般的アドバイス（例えば耕作や搾乳に関する単純なアドバイス）であれば農業単科大学以上のバチェラーや技術者・技師<sup>(注13)</sup>（Techniker）で対応でき、専門的アドバイス（例えば牛舎全体を新設・改造するような大きなプロジェクトに対するアドバイス）では、マスター以上の学位が必要となる。

バイエルン州はアカデミーを設置してアドバイザーを養成しており、前記の教育を受けた後、ここで2年間の研修・教育（現

場実習を含む)を受けるとアドバイザーの資格を取得できる。

(注12) バイエルン州継続教育センターのChrista Hörrmann氏(センター長)とAlbert Balsler氏、ミュンヘン工科大学大学院農業経営学科 Dr. Heinz Bernhardt教授から提供された資料と聞き取りによる。

(注13) 前述の農業技術専門学校修了者

#### (4) 農業経営に対するアドバイス

州政府による農業支援として農業への直接補助と生産技術や経営面でのアドバイス支援があるが、ここでは後者に絞って記述する。生産技術のアドバイスは州が直接行うものと民間組織が行うものに大別されるが、両者のアドバイス事業は独立して行うのではなく、バイエルン州では08年から州と民間組織の事業を連携させた「結合普及システム」<sup>(注14)</sup>として実施されている。

(注14) 四方(2012)165頁

##### a 州のアドバイス事業

州のアドバイス事業は47の州地方事務所(以下「農業事務所」)で行われており、一般的アドバイスができるアドバイザーが駐在してこれに当たっている。このほか専門的アドバイスのできるアドバイザーが州全体で10人いる。農業事務所のアドバイスは農業現場ではなく、来訪者への個別的ないし研修等集団でのアドバイスである。

州政府はアドバイス事業の民間への移行を進めており、結合普及システムによって民間組織のアドバイザーが根付くよう支援を行っている。現在、州のアドバイザーは約300人であるが、減少傾向にあり今後も

<sup>(注15)</sup>  
減少する見込みである。

通常の農業支援とは別に、後ろ向きの経営不振農家に対するアドバイスは州が無料で実施する方式を維持しており、強い姿勢で経営再建を指導している。最近では、バイオガス発電・熱供給プラントに多額の投資を行った約500戸の農家が経営再建の対象になった。破綻前の相談やアドバイスは民間組織が担当するが、破綻後の再建は州機関が担当する。破綻農家の多くは専業農家であり、金融機関の強い勧めで州機関を訪れるケースが多い。<sup>(注16)</sup>

(注15) 州食料農林業局Reiner Luber氏による。

(注16) 州農業経営農業構造研究所(LfL)のWinfried Statzger研究員による。

##### b 民間組織のアドバイス事業

近年、バイエルン州では州のアドバイス事業が後退し、その分、民間組織のアドバイスが重要な位置を占めるようになっていく。その民間組織として、バイエルン州畜産改良生産者組織管理機構(LKV)、バイエルン州植物生産管理機構(LKP)、バイエルン州機械運営援助組織管理機構(KBM)など<sup>(注17)</sup>があり、農業生産、経営、社会保障等に関するアドバイスを行っている。民間の組織が農家の相談に応えアドバイスをする場合、州がその費用の一定額を農業種類に関わりなく負担している。

###### ①畜産生産者組織

バイエルン州畜産改良生産者組織管理機構(LKV)はバイエルン州の畜産農家を会員とする組織であり(会員数約30,000人)、生産物の品質検査と生産能力検査に基づくア

ドバイスを行っている<sup>(注18)</sup>。会員のうち酪農家が22,000戸で、この中には子牛生産や畑作兼業が含まれる。そのほか子豚生産や肉牛肥育も存在する。当機構の会費は基本会費が480ユーロ(64,800円)/戸・年で、これに飼養頭数による変動会費が加算される。

州の32,000戸の酪農家(1戸平均43頭)のうち約7割の計約100万頭の乳牛個体を当機構が品質検査しており、EU基準の品質証明書と個体識別証明書が発行される。また、乳牛の能力検査では脂質、体細胞数、ラクターゼ、尿素等を検査し、月1回、搾乳量を検査する。能力検査料は平均37ユーロ/頭・年であるが、これに対しバイエルン州が14ユーロ/頭・年を助成している。

当機構は乳牛関係のアドバイスを02年から実施し、12年から専担課を設置してアドバイス事業を本格化したが、これは生乳検査の結果に関するアドバイスから発展したものである。当機構はアドバイザーを50人(うち常勤45人)抱えており、全て有資格者で、少なくとも農業技術専門学校卒であるが、近年、農業者も高学歴化しているのでアドバイザーも高学歴化している。

酪農に関わるアドバイスは、乳牛検査に基づく指導、人口授精の指導、群管理の指導、餌の指導等であり、これらは11回/年、農家での現場指導によって行う。アドバイスに関連する補助的な仕事はアルバイトの人々(1,370人・数日/月)が行っている。搾乳に関連するアドバイスは、設備条件や搾乳手順、衛生状態、新規設備の導入等に関するものである。給餌飼料のアドバイスの

対象は4,400戸で、飼料関係職員の80人が対応しているが、うち常勤アドバイザーの45人は州内全域を担当している。また、最近、既存の乳牛群の中から最適の雄を見つけ出してカップリング(種雄牛選定)を行う事業も開始しており、この45人のうち25人がその有資格者である。

## ②地区マシーネリング組織

マシーネリング(MR)はバイエルン州が発祥の地であり、州南東部のパッサウ近郊でガイアースベルガー博士が実験的に創設したのがその始まりである<sup>(注19)</sup>。バイエルン州の農家は小規模であるため地代が高く、またトラクターやコンバイン等の農業機械投資の負担が大きい。そのため、地域の助け合いによってこれらの負担を軽減することを目的にMR組織が生まれた。

現在、ドイツ連邦には機械利用を主体に組織された約200のMRがある。州内には73(連邦の3割強)の地区MR組織が存在し、バイエルン州機械運営援助組織管理機構(KBM)が州全体を管轄している。地区MR組織は1960~70年にかけて設立され、上部組織のKBMの傘下に入って連携して事業を展開している。地区MR組織は1組織当たり800~3,000人の会員を擁し、州全体の会員数は103,000人である。

今回訪問したのは、ミュンヘン南東部を管轄地域とするアイブリング・ミーズバッハ地区組織である<sup>(注20)</sup>。このMRは、63年にミュンヘン郊外で設立された地域農民を会員とする非営利の互助団体であり、その後ミーズバッハにあった同様の組織と合併し現

在に至っている。

当地区MR組織の会員数は1,765人で、3人（生産者でボランティア）の名誉職の組合長、副組合長がいる。18人の職員が配置され、会員が保有する農機の貸借仲介を行っているが、それ以外に、牧草の刈取・育成、人材派遣、オーガニック堆肥製造・運搬、施肥・播種作業、農地掘削、相談対応（アドバイス）などの事業を行っている。

アドバイス事業で行っているのは農業経営のアドバイスであり、具体的には、機械導入や設備投資の全体像をデザインし、それに基づきアドバイスをする。経営アドバイスを受ける際は、農家が直接、当組織のアドバイザーに相談に来るケースが最も多い。また、農家が銀行融資を申し込むと、銀行から当該農家にアドバイスを受けるよう要請するケースもある。アドバイス料は「1時間90ユーロ（12,150円）+19%の消費税」が目安で、そのうち50%の45ユーロを州政府が負担している。

バイエルン州のMR組織全体でアドバイザーが20人いるものの、相談需要からすると不足気味であるが、適切な人材が簡単には見つからないので増やせないのが現状であるという。

### ③農民連盟

バイエルン州農民連盟は生産種目に関係なく全ての農民の利益を代表する会員制組織であり、耕作面積に応じて会費を徴収している。<sup>(注21)</sup>会員は個人ではなく「家」単位であり、バイエルン州の農家を含む約15万戸が会員である。州の農家数に比べ会員数が

多いのは、農業をリタイアした元農家や賛助会員の家も登録されているからである。会費は経営面積に比例し平均150ユーロ（20,250円）/年であり、元農家や賛助会員は一律72ユーロ/年である。

当連盟の下部組織として、市町村の行政区域別に6,464組合、44郡に72組合、7地方に7組合が組織され、州段階がこのバイエルン州農民連盟である。<sup>(注22)</sup>ドイツ連邦には、全ての州に少なくとも1つの州農民連盟があり、その全国組織がベルリンのドイツ農民連盟で、ドイツ農民連盟はヨーロッパ農民連盟のメンバーである。当連盟には430人の職員がおり、州内の44郡と7地方に配属されている。

当連盟は、販売や加工、金融に関する事業は行っておらず、連邦議会やEU議会に対するロビー活動、全般的な広報活動、農民に対する教育活動、アドバイス活動、会員の販売・購買の際の仲介、子会社を介した税務と保険の対応等を行っている。

アドバイスの内容は、法律や社会保障、世代交代等に関するものであり、農業技術のアドバイスは行っていない。アドバイスは有料であり、会員は年会費のほかに別途料金を支払う。平均すると80~100ユーロ（10,800~13,500円）/時間が相場で、料金の一部が当連盟の収入になる。法律関係で複雑な場合は外部の専門家に関わってもらう。

農民連盟が行う事業は法律により規制されており、以前は、農民連盟が直接、税務相談に応じ、また農業関係の保険（火災、作物、災害等や、個人用の介護、生命、年金）

や旅行等の斡旋も行っていましたが、規制により、現在は連盟が一定以上の株を保有する子会社を通じてこれらの事業を行っている。特に、一定規模以上の農家は農業簿記の記帳が義務付けられているため税務相談は人気があり、約7割の農家が相談しており、子会社は連邦の税理士資格を持つアドバイザーを抱えている。なお、これらの子会社は同連盟と同じビルの中に入っている。

(注17) いずれも社団法人で名称は次の通り。

LKV : Landeskuratorium der Erzeugerringe für tierische Veredelung in Bayern e.V.,

LKP : Landeskuratorium für pflanzliche Erzeugung in Bayern e.V.,

KBM : Kuratorium Bayerischer Maschinen- und Betriebshilfsringe e.V.

(注18) LKVのRegina Jakob氏による。

(注19) 石光 (1996) 10頁

(注20) 当地区組織のKlaus Schiller氏による。

(注21) 農民連盟のStephanie Wutz氏による。

(注22) 旧東ドイツでは会員が2,000人しかいない農民連盟もあるが、当連盟はドイツの連盟の中で会員数が最も多く、財務状況も良好で発言力も強い。

## (5) 農外副収入の確保支援

バイエルン州では「農業の多様化」の一環として農外収入の確保を支援しており、その内容はグリーンツーリズムや農産物加工、直売などで、地域によって取り組む内容が異なっている。州が政策目標として農家収入の複合化と多様化を掲げているのは、農家の84%が農外収入を必要としているという実態に基づ<sup>(注23)</sup>く。複合化の目標は、安定した農業生産の維持、農村に労働の機会をつくること、農村の生活水準の向上、地域社会と農業者とのコミュニケーションの強化などである。

バイエルン州では全農家の60%が副収入を得ており、そのうち40%の農家は再生可能エネルギーから副収入がある。副収入のある農家の14%は農業収入とほぼ同程度、25%は農業収入より副収入の方が多い<sup>(注24)</sup>。農業関連の副収入として、自治体関連のサービス、農場でのエネルギー生産などがあり、家事関連の副収入には、農家民宿、農場体験、農家直売、家事サービス、地域社会サービス(雪かき、駐車場等)などがある。州はこのような多様な農家経営のあり方の教育とノウハウを提供して支援しているが、州が直接指導をするのではなく、民間組織がそれを担っている。

農業関連の副収入確保を目的とした州による資金支援はない。ただし、農地の14%がバイオガス等の再生可能エネルギー生産に使用されているが、生産された電気や熱に対しては連邦政府から固定価格買取制度による補助がある。また、州内では農家の1,400組織でバイオガス発電と熱供給を事業化しているが、暖房用の配管ネットワークに対して州が助成している。

家事関連で農家の副収入につながる方法<sup>(注25)</sup>として、下記のものがある。

①**農家民宿**：農家民宿に取り組む農家は5,000戸あり、州内の各地域に分布し、州は農家民宿のイメージ広告を各方面に出し支援している。91年に710万人・泊であったが、13年には1,260万人・泊と20年間で約8割増加した。農家民宿は農家に副収入として年間5,000ユーロ超をもたらし、州全体で毎年約5億ユーロの売上がある。

②**農家直売・農家レストラン**：10年時点で州内で4,000戸の農家が農家直売のリストに登録され、ファーマーズマーケットが180か所設置されている。また、農家レストラン（180農家に資格付与）や、予約購入ボックス、インターネット販売、牛乳直販（家庭、幼稚園、学校へ供給）など様々な販売チャネルがある。

③**農場体験学習**：州内600か所でハーブ教育（作り方や利用の仕方）を実施している。州フランケン地域では、ワイン醸造所巡りのため約300人の農家女性ツアーガイドとして活躍している。熟練農家での農場体験プログラムが作成され、これまでに州内の小学校3～4年生の3,470クラス、生徒数7万人（州内の同学年生徒の31%）が参加し、受入農家は456戸である。

④**家事サービス**：家事サービスには様々な種類（約100種類）があり、この事業に1,200人の女性が参加している。具体的には、地域の生産物を使ったパーティ料理（約60種）やピクニック料理の提供のほか、問題家庭の支援、高齢者の日常監視などがある。

⑤**社会的農業**：自治体や地域サービスの一端を担うサービスであり、特別なニーズを持つ人々（子供、高齢者、移民、精神疾患患者、病人、中毒者、障がい者等）の看護、世話、就業支援等であり、その人の家に出向くか、その人を預かるかの方法でサービスを提供する。

（注23）バイエルン州食料農林業局の資料による。

（注24）州食料農林業局Anton Hübl氏による。

（注25）州食料農林業局Brigitte Blaim氏作成資料とAnton Hübl氏による。

## （6） 農業者支援と農協

以上の説明の中で農協は登場していないが、州内には酪農協、農地農協、乾燥農協、養鯉農協など多くの農協がある。しかし、これらの農協は農業者へのアドバイス事業は行っていない。例えば州内に酪農協が77あるが、おしなべて零細であり、酪農協が<sup>（注26）</sup>営農を支援する体制はとれないという。

バイエルン州の農業者支援と農協の関係で参考になるのが、ノルトラン＝ヴェストファーレン州（NRW）の事例である。<sup>（注27）</sup>NRW州には、農業者のための組織として農民組合、農業会議所、農協の3つがあるが、農業会議所にはすべての農家が強制的に登録され、この農業会議所が会計や法律を含め農業者支援を実務的に行っている。バイエルン州では州と民間組織が連携した結合普及システムを行っているが、NRW州ではこれを農業会議所が一手に引き受けている。一方、農協は、販売・購買と食品加工の事業を営み、メーカーが提供する農業技術や農協連合会が提供する市況データ等の情報を農家に提供しているが、バイエルン州と同様にNRW州の農協は農業技術や農業経営に関するアドバイス事業は行っていない。

（注26）州食料農林業局Christian Wild氏による。

（注27）ラインラント・ライフアイゼン購買販売協のBernhard Weyers氏による。

## 3 バイエルン州の経験と日本への示唆

ドイツの各州は19世紀後半までの領邦国家の歴史を色濃く残しており、政治や教育

制度、各種政策において州の独自性が強く、農業構造も地域差が大きい。

バイエルン州はドイツの中で農業が最も盛んな地域であるが、農業経営の規模は小さく、また他産業での兼業機会が多いこともあり兼業農家の割合が高い。そのなかでバイエルン州では、兼業農家の維持が重要であるとの認識に基づき農業支援は専業と兼業を区別することなく実施されている。

バイエルン州は60年代以降、離農促進による構造改革の路線に反発し、マシーネリングを中心に兼業農家も含めた地域農業を維持する政策を進めてきた。現在でも、その農業政策は生産性向上のみを目的にしておらず、環境保全や条件不利地対策、農業多様化を重視している。こうしたバイエルン州の取組みは、同様に工業やサービス産業のウェイトが高く零細な兼業農家が多い日本の農業政策のあり方を考える上で極めて興味深い。

バイエルン州では、農業教育と技術・経営支援（アドバイス事業）を連結させた農業支援システムを構築しており、他の州に比べて州政府が関与している部分が多い。しかし、欧州やドイツ全体で農業者支援は民営化・有料化の方向にあり、これについてはバイエルン州も例外ではない。日本でも農業改良普及事業の縮小が進んでおり、今後農家戸数の減少と一部農家の規模拡大、成長が見込まれるなかで農協営農指導事業のあり方が問われているが、今後の日本の農協営農指導事業や普及事業の再構築の方

向を考えるうえで、バイエルン州の経験は重要な示唆を与えられる。

(注28) 西川邦夫「農協営農指導事業と協同農業普及事業の動向と連携の方向性」(『農林金融』2015年4月号)

#### <参考文献>

- ・淡路和則 (2014)「ドイツにおける家族農業経営の持続と発展の構造」『農業経営研究』第51巻第4号
- ・石光研二 (1996)「ドイツにおけるマシーネリングの成立と発展」『<農村工学研究59>マシーネリングの歴史と現状』農村開発企画委員会
- ・市田知子訳 (1992)「ドイツにおける農業者育成、普及事業の方向」『のびゆく農業805—世界の農政—』農政調査委員会
- ・市田知子 (2004)『EU条件不利地域における農政展開—ドイツを中心に—』農林水産政策研究所
- ・ガイエルスベルガー (1970)『西ドイツ農業の新しい途』『のびゆく農業336』農政調査委員会
- ・木村慶男 (1994)「ヨーロッパの農業支援システムとその特色」『世界の農業支援システム』(第2章)農山漁村文化協会
- ・四方康行 (2012)「ドイツの農業普及活動における農業会計と会計分析」『農業経営発展の会計学』(第2章)昭和堂
- ・高山隆子 (1991)「西ドイツ—環境・地域保全をめざす農業・農政」『政府と農民』(第4章)農山漁村文化協会
- ・小林吉幸 (1992)『西ドイツの農業構造政策』日本経済評論社
- ・バイエルン州食糧農林省 (1972)「バイエルンの道」『のびゆく農業374』農政調査委員会
- ・村田武 (2006)『戦後ドイツとEUの農業政策』筑波書房
- ・Bayerisches Staatsministerium für Ernährung, Landwirtschaft und Forsten (2014), "Bayern als Agrarstaat"
- ・Bayerisches Staatsministerium für Ernährung, Landwirtschaft und Forsten (2015), "Land- und Forstwirtschaft in Bayern, Grafiken und Tabellen 2014"

分担執筆

<1, 3>清水徹朗・しみず てつろう

<2, 3>坂内 久・ばんない ひさし

# 統計資料

## 目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く) .....	(59)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く) .....	(59)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く) .....	(59)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く) .....	(60)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定 .....	(60)
6. 農業協同組合 主要勘定 .....	(60)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定 .....	(62)
8. 漁業協同組合 主要勘定 .....	(62)
9. 金融機関別預貯金残高 .....	(63)
10. 金融機関別貸出金残高 .....	(64)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部  
TEL 03 (3233) 7746  
FAX 03 (3233) 7794

### 利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。  
「0」 単位未満の数字 「-」 皆無または該当数字なし  
「…」 数字未詳 「△」 負数または減少  
「\*」 訂正数字 「P」 速報値

# 1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預金	発行債券	その他	現金 預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通 合計
2010. 6	39,057,853	5,598,980	23,934,260	915,435	46,318,082	12,413,549	8,944,027	68,591,093
2011. 6	41,683,983	5,315,679	21,880,095	2,917,618	41,952,784	14,878,519	9,130,836	68,879,757
2012. 6	43,189,224	4,995,223	22,878,064	1,876,542	45,477,254	15,156,477	8,552,238	71,062,511
2013. 6	48,233,381	4,452,715	26,939,152	6,971,777	48,994,489	16,170,604	7,488,378	79,625,248
2014. 6	50,616,499	3,934,990	25,841,875	8,643,129	50,033,573	16,782,220	4,934,442	80,393,364
2015. 1	52,505,391	3,648,885	31,060,309	6,034,814	55,907,620	19,274,363	5,997,788	87,214,585
2	52,452,809	3,606,696	31,578,215	6,411,751	56,575,364	19,109,773	5,540,832	87,637,720
3	53,161,306	3,564,315	34,654,333	6,253,774	59,737,736	18,989,407	6,399,037	91,379,954
4	53,674,432	3,532,619	31,908,375	7,786,064	56,551,511	19,194,912	5,582,939	89,115,426
5	54,040,572	3,501,545	33,895,685	8,070,503	58,774,342	18,850,739	5,742,218	91,437,802
6	54,215,746	3,470,780	35,334,452	10,211,234	58,787,179	18,620,376	5,402,189	93,020,978

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

# 2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2015年6月末現在

(単位 百万円)

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	46,555,262	-	463,294	86	150,961	-	47,169,603
水産団体	1,539,234	-	93,114	1	10,720	-	1,643,068
森林団体	1,560	-	4,655	2	107	-	6,325
その他会員	2,235	-	3,075	-	-	-	5,310
会員計	48,098,291	-	564,138	89	161,788	-	48,824,306
会員以外の者計	266,044	65,036	409,354	84,917	4,544,882	21,208	5,391,440
<b>合計</b>	<b>48,364,335</b>	<b>65,036</b>	<b>973,492</b>	<b>85,006</b>	<b>4,706,669</b>	<b>21,208</b>	<b>54,215,746</b>

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。  
3 海外支店分預金計 297,004百万円。

# 3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2015年6月末現在

(単位 百万円)

団体別	証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計	
系 統 団 体 等	農業団体	42,162	88,708	69,762	-	200,633
	開拓団体	40	12	-	-	52
	水産団体	7,897	5,176	7,093	20	20,186
	森林団体	2,073	4,327	1,452	50	7,901
	その他会員	95	600	20	-	715
	会員小計	52,267	98,823	78,328	70	229,487
	その他系統団体等小計	60,785	18,573	38,379	-	117,737
計	113,052	117,396	116,707	70	347,224	
関連産業	2,524,870	75,428	974,475	2,968	3,577,742	
その他	14,538,795	4,956	151,659	-	14,695,411	
<b>合計</b>	<b>17,176,717</b>	<b>197,780</b>	<b>1,242,841</b>	<b>3,038</b>	<b>18,620,377</b>	

(貸 方)

## 4. 農 林 中 央 金

年 月 末	預 金			譲 渡 性 預 金	発 行 債 券
	当 座 性	定 期 性	計		
2015. 1	5,630,940	46,874,451	52,505,391	-	3,648,885
2	5,510,689	46,942,120	52,452,809	-	3,606,696
3	5,822,559	47,338,747	53,161,306	28,000	3,564,315
4	5,973,502	47,700,930	53,674,432	42,000	3,532,619
5	6,138,165	47,902,407	54,040,572	-	3,501,545
6	5,834,675	48,381,071	54,215,746	19,000	3,470,780
2014. 6	5,564,463	45,052,036	50,616,499	-	3,934,990

(借 方)

年 月 末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商 品 有 価 証 券	買 入 手 形	手 形 貸 付
			計	う ち 国 債			
2015. 1	40,699	5,994,114	55,907,620	13,454,136	1,123	-	184,474
2	69,157	6,342,593	56,575,364	13,457,184	1,582	-	196,929
3	125,387	6,128,386	59,737,736	13,770,207	2,572	-	182,361
4	52,866	7,733,198	56,551,511	13,560,851	2,592	-	186,441
5	99,055	7,971,448	58,774,342	13,670,751	2,856	-	193,314
6	52,231	10,159,003	58,787,179	13,660,910	528	-	197,779
2014. 6	52,265	8,590,863	50,033,573	13,736,173	6,114	-	164,030

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。  
3 預金のうち定期性は定期預金。

## 5. 信 用 農 業 協 同 組

年 月 末	貯 金		譲 渡 性 貯 金	借 入 金	出 資 金
	計	う ち 定 期 性			
2015. 1	58,231,584	57,045,264	1,144,613	898,044	1,787,228
2	58,340,681	57,052,207	1,141,597	898,044	1,787,262
3	58,094,490	56,775,791	966,537	882,251	1,802,385
4	58,540,230	57,202,008	1,013,189	882,251	1,802,385
5	58,404,464	57,296,488	1,044,515	882,251	1,802,386
6	59,466,132	58,134,274	1,111,757	885,795	1,802,423
2014. 6	57,316,428	55,949,342	1,121,644	898,043	1,781,585

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

## 6. 農 業 協 同 組

年 月 末	貯 金			借 入 金	
	当 座 性	定 期 性	計	計	う ち 信 用 借 入 金
2014. 12	29,964,425	64,674,608	94,639,033	491,248	319,574
2015. 1	29,523,096	64,605,003	94,128,099	500,371	331,631
2	30,102,914	64,173,205	94,276,119	494,031	326,677
3	30,152,391	63,534,791	93,687,182	492,424	320,858
4	30,410,806	63,630,225	94,041,031	499,926	330,959
5	30,211,631	63,850,705	94,062,336	514,077	344,732
2014. 5	29,240,643	62,641,117	91,881,760	548,337	370,365

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。  
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

## 庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コールマネー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
655,000	3,539,582	3,425,909	23,439,818	87,214,585
679,000	3,566,539	3,425,909	23,906,767	87,637,720
475,000	2,612,780	3,425,909	28,112,644	91,379,954
720,000	3,327,682	3,425,909	24,392,784	89,115,426
636,000	2,770,603	3,425,909	27,063,173	91,437,802
627,000	3,689,803	3,425,909	27,572,740	93,020,978
572,130	4,149,581	3,425,909	17,694,255	80,393,364

貸 出 金				コ ー ル ロ ー ン	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
17,802,146	1,284,511	3,230	19,274,363	1,042,220	4,954,446	87,214,585
17,610,010	1,299,372	3,461	19,109,773	751,482	4,787,769	87,637,720
17,473,538	1,330,275	3,231	18,989,407	485,154	5,911,312	91,379,954
17,783,675	1,221,500	3,294	19,194,912	971,556	4,608,791	89,115,426
17,449,876	1,204,097	3,451	18,850,739	922,076	4,817,286	91,437,802
17,176,717	1,242,841	3,038	18,620,376	403,251	4,998,410	93,020,978
15,341,171	1,273,951	3,067	16,782,220	554,948	4,373,381	80,393,364

## 合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方						
	預 け 金		コールローン	金銭の信託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	うち系統				計	うち金融 機関貸付金
62,724	36,919,539	36,867,527	7,000	502,597	17,372,261	6,800,229	1,559,667
56,919	37,011,160	36,959,356	10,000	504,897	17,550,378	6,821,989	1,586,430
71,117	36,581,690	36,523,894	10,000	514,251	18,912,077	6,822,861	1,614,599
65,465	37,570,570	37,517,195	24,000	535,886	16,930,573	6,703,573	1,592,101
55,590	37,308,801	37,261,813	17,000	541,821	17,006,708	6,721,241	1,596,007
59,226	38,277,191	38,228,523	28,000	552,401	17,173,401	6,741,668	1,639,003
59,783	36,086,432	36,006,077	22,000	489,505	17,125,013	6,725,924	1,569,074

## 合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方							報 告 組 合 数
	預 け 金		有 価 証 券 ・ 金 銭 の 信 託		貸 出 金			
	計	うち系統	計	うち国債	計	うち公庫 (農)貸付金		
474,169	68,335,451	68,110,812	4,232,749	1,682,324	22,604,210	186,531	697	
407,838	67,803,397	67,582,801	4,257,237	1,723,721	22,577,222	185,574	697	
381,430	67,982,507	67,754,630	4,309,554	1,777,509	22,597,562	184,384	694	
393,531	67,758,039	67,526,549	4,239,211	1,739,943	22,586,575	189,299	683	
417,162	68,210,913	67,994,016	4,155,731	1,700,436	22,509,302	189,400	681	
396,860	67,920,896	67,690,131	4,283,643	1,815,339	22,614,073	185,948	681	
387,304	65,235,584	64,951,659	4,399,422	* 1,740,087	22,925,010	196,558	702	

## 7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方				借 方					
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 証 価 券	貸 出 金	
	計	うち定期性				計	うち系統			
2015. 3	2,245,358	1,545,304	8,524	55,903	16,199	1,681,139	1,657,307	102,651	501,959	
4	2,211,576	1,534,720	9,024	55,891	15,574	1,651,647	1,630,853	97,592	502,120	
5	2,214,863	1,548,622	9,024	55,892	16,164	1,651,550	1,630,678	94,005	504,343	
6	2,252,224	1,580,828	9,023	55,891	15,813	1,687,779	1,666,400	94,240	509,399	
2014. 6	2,220,212	1,557,619	9,526	55,638	15,016	1,617,319	1,593,328	108,302	534,223	

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

## 8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方					借 方						報 告 組 合 数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 証 券	貸 出 金		
	計	うち定期性	計	うち信用 借入金			計	うち系統		計	うち公庫 (農)資金	
2015. 1	808,303	448,234	97,335	73,274	113,584	6,292	793,581	784,600	400	176,545	9,302	106
2	807,235	445,996	96,501	72,938	113,297	5,985	795,372	787,374	400	173,383	9,553	105
3	808,297	439,666	94,576	72,744	112,048	6,780	799,179	774,237	400	171,771	9,513	101
4	791,365	432,963	97,194	73,704	112,056	6,285	784,964	776,815	400	173,222	9,419	101
2014. 4	834,518	477,978	111,853	86,363	116,359	6,723	810,502	802,840	400	199,115	10,749	125

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。  
 2 借入金計は信用借入金・経済借入金。  
 3 貸出金計は信用貸出金。

## 9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	
残            高	2012. 3	881,963	533,670	2,758,508	2,207,560	596,704	1,225,885	177,766	
	2013. 3	896,929	553,388	2,856,615	2,282,459	600,247	1,248,763	182,678	
	2014. 3	915,079	556,085	2,942,030	2,356,986	615,005	1,280,602	186,716	
	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>								
	2014. 6	932,244	573,164	2,923,780	2,367,835	623,995	1,306,075	190,336	
	7	931,744	574,747	2,875,011	2,338,863	620,584	1,301,946	189,717	
	8	936,544	579,079	2,869,191	2,356,954	622,993	1,309,845	190,704	
	9	930,883	574,295	2,938,653	2,352,975	626,240	1,312,557	191,544	
	10	934,021	576,435	2,896,361	2,341,394	622,377	1,309,801	191,171	
	11	936,434	578,212	2,953,929	2,365,962	626,967	1,313,620	191,170	
	12	946,390	587,064	2,956,635	2,388,408	634,509	1,327,511	193,152	
	2015. 1	941,281	582,316	2,951,235	2,377,662	627,281	1,317,574	192,008	
2	942,761	583,407	2,960,465	2,392,515	630,795	1,324,834	192,985		
3	936,872	580,945	3,067,377	2,432,306	632,560	1,319,433	192,063		
4	940,411	585,402	3,037,089	2,431,828	631,893	1,331,482	P 193,181		
5	940,623	584,045	3,072,706	2,439,564	633,440	1,330,890	P 192,688		
6 P	953,863	594,661	P 3,027,269	P 2,443,880	P 640,636	1,345,198	P 194,900		
前            年            同            月            比            増            減            率	2012. 3	2.8	1.4	0.6	3.9	3.6	2.4	3.3	
	2013. 3	1.7	3.7	3.6	3.4	0.6	1.9	2.8	
	2014. 3	2.0	0.5	3.0	3.3	2.5	2.5	2.2	
	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>								
	2014. 6	2.2	1.3	2.4	2.7	2.8	2.5	2.4	
	7	2.2	4.0	1.9	2.6	3.1	2.7	2.4	
	8	2.2	4.3	2.4	2.9	2.9	2.8	2.4	
	9	2.1	3.9	2.8	2.4	2.9	2.7	2.4	
	10	2.0	3.8	2.8	2.7	2.8	2.6	2.4	
	11	2.2	3.9	4.1	3.1	3.1	2.9	2.5	
	12	2.2	4.1	3.8	2.8	2.9	2.8	2.4	
	2015. 1	2.3	4.1	3.3	3.4	3.2	3.1	2.5	
2	2.4	4.2	3.7	3.8	3.4	3.2	2.9		
3	2.4	4.5	4.3	3.2	2.9	3.0	2.9		
4	2.4	4.4	3.8	3.0	2.5	2.8	P 2.5		
5	2.4	4.1	5.3	3.6	2.7	3.0	P 2.4		
6 P	2.3	3.8	P 3.5	P 3.2	P 2.7	3.0	P 2.4		

(注) 1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。  
 2 都銀、地銀、第二地銀および信金には、オフショア勘定を含む。  
 3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。  
 4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

## 10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合		
残	2012. 3	219,823	53,451	1,741,033	1,613,184	444,428	637,888	94,761		
	2013. 3	215,438	54,086	1,768,869	1,665,845	448,507	636,876	95,740		
	2014. 3	213,500	52,736	1,812,210	1,716,277	457,693	644,792	97,684		
	高	2014. 6	212,933	51,568	1,796,135	1,716,873	454,404	642,032	97,277	
		7	213,135	51,621	1,781,010	1,722,018	454,494	642,909	97,579	
		8	212,867	51,916	1,779,977	1,729,609	456,093	644,686	97,935	
		9	211,773	51,440	1,798,698	1,740,914	461,858	649,748	98,615	
		10	211,602	52,712	1,794,560	1,736,817	458,189	646,682	98,557	
		11	211,516	52,317	1,804,001	1,746,335	460,911	649,429	98,793	
		12	210,344	52,649	1,817,060	1,767,492	467,258	655,858	99,587	
		2015. 1	210,070	52,405	1,804,010	1,764,893	463,907	652,257	99,347	
2		210,123	52,356	1,804,276	1,769,186	464,097	652,728	99,543		
3		209,971	52,083	1,829,432	1,783,053	470,511	658,016	100,052		
4		209,144	51,115	1,804,641	1,771,763	464,954	652,934	P 99,492		
5		210,089	51,252	1,809,069	1,780,588	467,333	655,704	P 99,679		
6	P 210,235	51,027	P 1,875,585	P 1,789,184	P 475,405	656,034	P 99,782			
前	2012. 3	△1.5	△0.3	△0.1	2.7	1.7	0.1	0.6		
	2013. 3	△2.0	1.2	1.6	3.3	0.9	△0.2	1.0		
	2014. 3	△0.9	△2.5	2.5	3.0	2.0	1.2	2.0		
年										
	同	2014. 6	△1.1	△1.9	1.6	3.5	2.4	1.7	2.2	
		7	△1.2	△1.4	0.6	3.6	2.6	1.9	2.4	
		8	△1.4	△1.8	0.5	3.6	2.9	1.9	2.6	
		9	△1.4	△2.0	0.7	3.5	2.8	2.0	2.6	
		10	△1.4	△1.7	1.5	3.7	2.9	1.9	2.7	
		11	△1.4	△1.8	1.2	3.6	3.0	2.0	2.6	
		12	△1.5	△1.2	0.9	3.8	3.2	2.0	2.7	
		2015. 1	△1.4	△0.8	0.5	4.1	3.4	2.3	2.8	
		2	△1.4	△0.3	0.7	4.2	3.3	2.4	3.0	
		減	3	△1.7	△1.2	1.0	3.9	2.8	2.1	2.4
			4	△1.7	△1.2	0.8	4.0	2.9	2.1	P 2.5
5			△1.5	△1.4	1.4	3.7	3.1	2.1	P 2.5	
6	P △1.3		△1.0	P 4.4	P 4.2	P 4.6	2.2	P 2.6		
率										

(注) 1 表9 (注) に同じ。  
 2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。  
 3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

## ホームページ「東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）」のお知らせ

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報を、過去・現在・未来にわたって記録し集積し続けるために、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取り組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」を2012年3月に開設しました。

東日本大震災は、過去の大災害と比べ、①東北から関東にかけて約600kmにおよぶ太平洋沿岸の各市町村が地震被害に加え大津波の来襲による壊滅的な被害を受けたこと、②さらに福島原発事故による原子力災害が原発近隣地区への深刻な影響をはじめ、広範囲に被害をもたらしていること、に際立った特徴があります。それゆえ、阪神・淡路大震災で復興に10年以上を費やしたことを鑑みても、さらにそれ以上の長期にわたる復興の取り組みが必要になることが予想されます。

被災地ごとに被害の実態は異なり、それぞれの地域の実態に合わせた地域ごとの取り組みがあります。また、福島原発事故による被害の複雑性は、復興の形態をより多様なものにしています。

こうした状況を踏まえ、本ホームページにおいて、地域ごとの復興への農林漁業協同組合の取り組みと全国からの支援活動を記録し集積することにより、その記録を将来に残すと同時に、情報の共有化を図ることで、復興の取り組みに少しでも貢献できれば幸いです。

(2015年8月20日現在、掲載情報タイトル2,068件 [関係する掲載データ3,228件])

- 農中総研では、農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）の広報誌やホームページ等に公開されている、東日本大震災に関する情報を受け付けております。  
冊子の保存期限の到来、ホームページの更改や公開データ保存容量等、何らかの理由で処分を検討されている情報がありましたら、ご相談ください。

農林漁業協同組合の復興への取り組み記録  
東日本大震災アーカイブズ

文字サイズ変更 印刷 拡大 サイトマップ リンク集 English

HOME 内容から探す 都道府県から探す 情報提供組織から探す 詳細検索

Q キーワード検索 検索 ご利用上の注意

### 農林漁業協同組合の復興への取り組み記録 ～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～

2011.3.11東日本大震災・福島第一原子力発電所事故は、広域にわたり農林漁業に甚大な被害をもたらしました。このサイトは、農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合など）が震災・原発事故からの復旧・復興にどのように取り組んでいるかの情報を、過去・現在・未来にわたって記録し集積し続けるために開設した、いまだ現在進行形のアーカイブズです。

このサイトから

- 被災状況
- 支援活動
- 復旧・復興への取り組み
- 原発関連

更新情報 Update

すべて 被災状況 支援活動 復旧・復興への取り組み 原発関連

お知らせ News 新着記事一覧

URL : <http://www.quake-coop-japan.org/>

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。

送り先 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 農林中金総合研究所  
FAX 03-3233-7791  
Eメール [norinkinyu@nochuri.co.jp](mailto:norinkinyu@nochuri.co.jp)

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。



# 農林金融

THE NORIN KINYU  
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2015年9月号第68巻第9号〈通巻835号〉9月1日発行

## 編 集

株式会社 農林中金総合研究所 / 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 代表TEL 03-3233-7700

編集TEL 03-3233-7775 FAX 03-3233-7791

URL : <http://www.nochuri.co.jp/>

## 発 行

農林中央金庫 / 〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

## 印刷所

永井印刷工業株式会社